

## 平成30年旭市議会第1回定例会会議録

### 議事日程（第1号）

平成30年3月1日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
  - 第 2 議長報告事項
  - 第 3 会議録署名議員の指名
  - 第 4 会期の決定
  - 第 5 議案上程
  - 第 6 施政方針並びに提案理由の説明
  - 第 7 議案の補足説明
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
  - 日程第 2 議長報告事項
  - 日程第 3 会議録署名議員の指名
  - 日程第 4 会期の決定
  - 日程第 5 議案上程
  - 日程第 6 施政方針並びに提案理由の説明
  - 日程第 7 議案の補足説明
- 

### 出席議員（20名）

- |      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 片 桐 文 夫 | 2 番  | 平 山 清 海 |
| 3 番  | 遠 藤 保 明 | 4 番  | 林 晴 道   |
| 5 番  | 高 橋 秀 典 | 6 番  | 米 本 弥一郎 |
| 7 番  | 有 田 恵 子 | 8 番  | 宮 内 保   |
| 9 番  | 高 木 寛   | 10 番 | 飯 嶋 正 利 |
| 11 番 | 宮 澤 芳 雄 | 12 番 | 伊 藤 保   |
| 13 番 | 島 田 和 雄 | 14 番 | 平 野 忠 作 |

15番 伊藤房代

17番 景山岩三郎

19番 佐久間茂樹

16番 向後悦世

18番 木内欽市

20番 高橋利彦

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬正彦
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	伊藤義隆
行政改革 推進課長	小倉直志	総務課長	飯島茂
企画政策課長	阿曾博通	財政課長	伊藤憲治
税務課長	渡邊満	市民生活課長	大木廣巳
環境課長	井上保巳	保険年金課長	遠藤茂樹
健康管理課長	木内喜久子	社会福祉課長	角田和夫
子育て 支援課長	小橋静枝	高齢者 福祉課長	浪川恭房
商工観光課長	向後嘉弘	農水産課長	宮負賢治
建設課長	加瀬喜弘	都市整備課長	鵜之沢隆
下水道課長	高野和彦	会計管理者	島田知子
消防長	加瀬寿勝	水道課長	加瀬宏之
庶務課長	栗田茂	学校教育課長	佐瀬史恵
生涯学習課長	高安一範	体育振興課長	加瀬英志
監査委員 事務局長	高木昭治	農業委員会 事務局長	相澤薫

---

事務局職員出席者

事務局長	大矢淳	事務局次長	花澤義広
------	-----	-------	------

---

開会 午前10時 0分

○議長（島田和雄） おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

---

### ◎日程第1 開 会

○議長（島田和雄） ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより平成30年旭市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第2 議長報告事項

○議長（島田和雄） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了解いただきたいと思います。

---

### ◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（島田和雄） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

3番、遠藤保明議員、4番、林晴道議員、以上の2議員を指名いたします。

---

#### ◎日程第4 会期の決定

○議長（島田和雄） 日程第4、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月16日までの16日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により、会議の運営を図りたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

---

○議長（島田和雄） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第31号までの31議案であります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 配付漏れないものと認めます。

議案説明のため、市長、副市長、教育長、ほか関係課長等の出席を求めました。

---

#### ◎日程第5 議案上程

○議長（島田和雄） 日程第5、議案上程。

議案第1号から議案第31号までの31議案を一括上程いたします。

議案第 1号 平成30年度旭市一般会計予算の議決について

議案第 2号 平成30年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について

議案第 3号 平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第 4号 平成30年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について

議案第 5号 平成30年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について

- 議案第 6 号 平成 30 年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議案第 7 号 平成 30 年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について
- 議案第 8 号 平成 30 年度旭市水道事業会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成 29 年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 10 号 平成 29 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 11 号 平成 29 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 12 号 平成 29 年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 13 号 旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の制定について
- 議案第 14 号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27 号 旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28 号 旭市奨学基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 29 号 指定管理者の指定について
- 議案第 30 号 指定管理者の指定について
- 議案第 31 号 市道路線の認定及び変更について

---

◎日程第6 施政方針並びに提案理由の説明

○議長（島田和雄） 日程第6、施政方針並びに提案理由の説明。

施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成30年旭市議会第1回定例会を招集し、平成30年度一般会計、特別会計及び企業会計予算のほか、条例の制定等の案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、新年度における市政運営について所信の一端を申し上げます。

初めに、総合戦略について申し上げます。

本市のまちづくりの指針であります総合戦略については、4年目を迎えます。よりよい総合戦略となるため、毎年PDCAサイクルを実施しながら進行管理を行っており、達成状況については、一定の成果を挙げているところであります。

今後さらなる市の発展のため、すでに目標を達成した施策については、新たな目標を設定したうえで施策を推進していき、将来都市像である「郷土愛からつなぐ未来 ず〜っと大好きなまち旭」の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、総合戦略の中で、平成30年度に取り組む重点施策を四つのプロジェクトに沿って申し上げます。

一つ目は、「地産振興プロジェクト」であります。

初めに、道の駅「季楽里あさひ」を活用した交流拠点の形成について申し上げます。

本市の産業や観光、地域の振興を目的に整備した道の駅「季楽里あさひ」は、開業以来、市内外から多くの方々に来場いただき、昨年引き続き年間来場者数が100万人を超え、売り上げも順調に伸びております。

今後も、地方創生を具体的に実現する重点道の駅として、全国トップレベルの農業産出額を誇る「食の郷あさひ」の農水産物をPRするなど、本市の様々な魅力を発信する拠点となるよう、取り組んでまいります。

次に、観光資源創出プロモーション事業について申し上げます。

本市の魅力为全国へ発信するため、マスコミや旅行関連企業と連携し、地元産品を利用した観光資源の創出や、各種観光イベントなどの旅行商品化への取り組みを進めるとともに、本市が舞台となった映画を活用したプロモーション活動を展開することにより、観光客の招致を推進してまいります。

次に、観光イベント事業について申し上げます。

袋公園桜まつりについては、4月1日から12日までの12日間で開催を予定しており、4月7日には、旭市観光大使の椎名佐千子さんによる歌謡ショーをはじめ、様々な催しを計画しております。

また、夏期イベントとして、砂の彫刻美術展、いいおかYOU・遊フェスティバル、七夕市民まつり、サーフィン大会への支援、さらには海水浴場の開設など、海の資源を最大限に活用し、元気な旭市をPRしてまいります。

次に、創業者等への支援について申し上げます。

創業希望者を対象として、商工観光課内に設置している相談窓口、いわゆるワンストップ窓口について、その充実を図ってまいります。さらに、市内で創業、起業を目指す方のための創業セミナーの開催など、商工会や関係機関等と連携し、創業者への支援を行ってまいります。

二つ目は、「子宝育成プロジェクト」であります。

はじめに、出会いの場創出事業について申し上げます。

若者の定住化を促進し、未婚化、晩婚化を解消するため、様々な婚活イベントの開催などにより、男女の出会いの場を提供できるよう関係団体と連携し、支援を行ってまいります。

次に、少子化対策について申し上げます。

特定不妊治療費助成事業については、不妊に悩み、不妊治療を受ける夫婦が増加しているなか、高額な治療費を要する特定不妊治療費の一部を助成し、治療に伴う経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

平成27年度にスタートした子ども・子育て支援新制度については、昨年末に子ども・子育て支援事業計画の中間年における検討を行い、引き続き順調に事業を進めているところです。平成30年度は、次期計画策定に向けて、子育てに関するニーズ調査を実施いたします。子育て世代が抱える様々な問題やニーズを的確に把握し、計画に反映することで、質の高いサービスを提供できるよう努めてまいります。

三つ目は、「故郷創出プロジェクト」であります。

はじめに、定住促進奨励金交付事業について申し上げます。

本市では、人口減少対策の一環として、平成25年度から定住促進奨励金交付事業を実施し、定住人口の確保に努めております。

平成30年度からは、若者の移住・定住をより促進させるため、奨励金の交付要件を見直し、子育て世代においては、最大で110万円を交付することができるよう、内容の拡充を図ってまいります。

今後も本市の魅力を感じていただき、住んでみたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、地域公共交通の利便性向上について申し上げます。

地域公共交通については、市民にとって利用しやすい公共交通体系を構築するため、地域公共交通網形成計画の策定に取り組んでいるところであります。策定に当たり、各種アンケート調査やヒアリング、地域別意見交換会を実施し、幅広く市民や関係者の方々から意見を伺いながら、協議、検討を行ってまいりました。

今後は、現在実施中のパブリックコメントの意見も踏まえながら、年度内の策定を目指してまいります。

なお、この計画を実現させるための実施計画である、地域公共交通再編実施計画の策定についても、より多くの意見をいただきながら、平成30年度末の策定に向けて取り組んでまいります。

次に、ふるさと応援寄附推進事業について申し上げます。

ふるさと応援寄附については、本年1月末現在の寄附申込額は大口寄附を含め、約2,950万円となっております。本市の観光資源を生かした釣船の乗船券やサーフィンスクール利用券など、旭市ならではの体験型返礼品も充実してきていることから、今後も魅力ある返礼品の拡大に努め、産業の振興へ結び付けていきたいと考えております。

次に、幽学の里で米作り交流事業について申し上げます。

大原幽学先生ゆかりの水田を活用し、都市住民と市内在住者を対象とした、米作り体験などを通じた交流活動を実施することにより、農作物を作る喜び、食べる喜びを通して農業の魅力を感じていただくとともに、「食の郷あさひ」をPRしてまいります。

四つ目は、「安心形成プロジェクト」であります。

はじめに、地域包括ケアシステムの充実について申し上げます。

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護予防・認知症対策に取り組むとともに、医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスが一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築を目指してまいります。

また、平成30年度から高齢者やその家族が身近な場所で、相談やサービスの提供が受けられるよう、市内の地域を中央・北部・東部に3分割して、地域包括支援センターを増設いたします。

市の地域包括支援センターは、市直営の基幹型センターとして、新設する委託型センターとの調整や業務の指導助言など後方支援を行い、高齢者やその家族からの相談に応じる相談支援機能の強化と地域包括ケアシステムの充実を図ってまいります。

次に、震災復興・津波避難道路整備事業について申し上げます。

飯岡地域の横根三川線については、飯岡中学校の進入路部分について供用を開始しており、旭地域の椎名内西足洗線についても、一部区間で工事に着手しているところであります。

2路線とも、平成30年度は用地取得が調った区間の工事に着手いたします。なお、未取得地については、引き続き、関係地権者の皆様にご協力をお願いし、事業を進めてまいります。

次に、防災について申し上げます。

東日本大震災の発生から、まもなく7年が経過しようとしております。

この震災を教訓に、地震や津波といった大規模な災害に備え、市民一人ひとりが適切な避難行動がとれるよう、今年4月に津波浸水想定区域を対象とした津波避難訓練を実施いたします。

今回の訓練では、矢指地区の一部を対象として、災害時要援護者の避難を想定した、車両を利用する避難訓練を計画しております。

また、課題となっていた河川のフラップゲート工事については、県の事業として進められておりますが、今年度に矢挿川が完了し、目那川と玉浦川についても平成30年度の完成を目指し、工事が行われると伺っております。

今後も災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

次に、生涯活躍のまち構想について申し上げます。

計画予定地については、県が実施している仁玉川ストックマネジメント事業の受益地からの除外手続きを現在進めているところであります。

今後は、まちの魅力を高めるべく、都市住民に対してのワークショップや移住セミナー等について継続的に行い、さらには地域再生推進法人の指定、導入機能や事業内容の詳細につ

いての検討を予定しております。

この構想は、将来の旭市を見据えた時に、一番の問題である人口減少に対峙するために必要であり、ぜひとも実現させたいと考えております。

引き続き、旭中央病院と連携、協力しながら取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

次に、平成30年度の基本施策の概要を、総合戦略に掲げた4つの基本目標に沿って申し上げます。

第一は、「魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり」であります。

はじめに、農水産業の振興について申し上げます。

農林水産省により公表された平成27年の市町村別農業産出額において、本市は全国6位で、順位は平成26年と変わらなかったものの、産出額は34億円増の548億円となりました。

今後も、農畜産物の生産力の向上を目指して、関係機関と連携し、様々な施策に取り組んでまいります。

園芸生産強化支援事業については、県下トップレベルの産地として、さらなる強化、拡大を図るため、生産施設の整備や省力化機械等の導入に対し、県の補助事業と併せて支援を行ってまいります。

畜産については、経営の安定に向け、情報提供や生産組合の事業活動を支援するとともに、自給飼料の生産や堆肥を有効利用する機械の導入について、県の補助事業を活用しながら推進してまいります。

また、家畜伝染病対策については、各農場での飼養衛生管理の徹底を図るとともに、ワクチン接種や消毒対策を支援してまいります。

水田農業構造改革推進事業については、平成30年産から、国による米の生産数量目標の配分がなくなりますが、米価安定のためには、需要に応じた生産が重要ですので、引き続き飼料用米等による戦略作物の作付けを支援し、水田農業の経営安定を図ってまいります。

農業基盤整備事業については、水田の大区画化や担い手への農地の集約などを目的とする県営土地改良事業の早期完成を目指し、飯岡西部地区と春海地区については平成31年度、豊和地区については平成32年度の事業完了に向け、支援を継続してまいります。

新規就農総合支援事業については、農業の担い手確保の一環として、市内はもとより市外からも新規就農者を積極的に受け入れ、市内での就農を推進するもので、国の補助事業の活用と併せ、市外からの新規就農者に対し、農業機械の取得や農地の貸借を支援してまいりま

す。

水産業については、安定的な漁業経営や水産資源の回復のため、漁業共済制度や貝類の種苗放流、飯岡漁港の航路しゅんせつなどの水産基盤の整備を推進してまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

商店街活性化事業については、商店街の振興策として、プレミアム付き共通商品券発行事業のほか、商店街が実施するイベント事業など商業の活性化を図るための事業に対し、商工会と連携を図りながら支援を行ってまいります。

工業振興支援事業については、旭市企業誘致条例による税制面での支援や、工業団地における生産環境の整備などにより、振興を図ってまいります。

次に、雇用の確保について申し上げます。

企業誘致事業については、地域経済の活性化と雇用の創出による若者の定住化を図るため、県及び関係機関はもとより、地元金融機関などと連携を図りながら、誘致活動を推進してまいります。

また、旭市雇用対策協議会が実施する「合同企業説明会」を支援して、若者の定住促進に努めていきたいと考えております。

第二は、「結婚・出産・子育ての希望がない、誰もが生きがいを持てるまちづくり」であります。

はじめに、保健の充実について申し上げます。

国民健康保険の広域化については、平成27年に国民健康保険法が改正され、本年4月1日から、国民健康保険の運営主体が市町村から県へ移行することになりました。

これにより県は、国民健康保険財政の運営主体として、市が負担する医療費と同額の交付金を交付することとなり、この交付金の原資として、市は国民健康保険事業費納付金を県に納付するように制度改正されました。

仮に、急激な医療費の増加があった場合も、同額を県が補填することとなりますので、より安定した財政運営が図れることとなります。

なお、国民健康保険税の賦課徴収や被保険者証の交付等、市民生活と密接に関係する事務は、広域化後も市が引き続き行うこととされておりますので、今後も、市民の皆様が安心して医療を受けられる体制を維持してまいります。

あさひ健康応援ポイント事業については、健康診断の受診や健康目標への取り組みに対しポイントを付与し、健康づくりに役立つ景品を進呈することにより、健康づくりを推進して

おりますが、より多くの方に参加していただくようPRしてまいります。

感染症予防対策事業については、各種予防接種の実施により、感染症の拡大防止を図ってまいります。

がん検診、特定健康診査等事業については、対象者が受診しやすいよう日程の調整や女性専用日の設定などにより、利便性と受診率の向上を図ってまいります。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

各種スポーツイベントの開催については、市民の一体感を醸成する事業として、旭市民体育祭、旭市民駅伝大会のほか、誰でも気軽に参加できる軽スポーツの集いなどを開催してまいります。

また、千葉県東部五市体育大会、世界ジュニア卓球選手権大会男女日本代表選考会、千葉県高等学校駅伝競走大会、あした（未来）への道1000km縦断リレー、日独交流事業（卓球部門）への支援等、スポーツ交流事業を推進し、旭市の知名度アップを図ってまいります。

体育施設については、老朽化した施設の改修工事や東京オリンピック事前キャンプ地の誘致に向けての施設整備など、市民の誰もが安全で安心してスポーツを楽しむことができるよう、適切な管理を進めてまいります。

次に、子育て支援の充実について申し上げます。

育児支援事業については、安心して育児が行えるよう子育て学級や離乳食教室などを実施し、育児相談や母乳相談などの支援体制を充実してまいります。

子ども医療費助成事業については、4月から助成対象者を高校生等まで拡大し実施いたします。出産祝金支給事業、乳幼児紙おむつ支給事業及び第3子以降保育料等の無料化など子育て支援制度を引き続き実施し、子育て世代への支援の強化・充実を図ってまいります。

次に、海上保育所改築事業について申し上げます。

海上保育所については、老朽化が著しく耐震補強も困難なことから、平成30年度には、実施設計及び地質調査、平成31年度には、改築工事及び既存施設の解体を行ってまいります。

また、整備後は隣接する滝郷診療所との連携を図り、公設公営保育所で初となる病児保育事業を実施いたします。

次に、育英資金給付事業について申し上げます。

育英資金給付事業については、子育て世帯への経済的支援のひとつとして位置づけ、高校生、大学生等を対象とした、返還の必要のない給付型奨学金として取り組んでおります。

平成30年度の新規募集については、高校生と大学生等の募集枠をそれぞれ拡充し、夢を持って進学できるよう応援してまいります。

次に、学校教育の充実について申し上げます。

学校いきいきプラン事業については、子どもたち一人ひとりが生き生きと輝く、特色のある教育活動を支援するため補助金を交付し、学校教育の充実を図ってまいります。

小・中学校教諭補助員配置事業については、教諭補助員の配置により、国語や算数、数学など基礎学力の向上を図るとともに、特別な支援を必要とする児童生徒へのきめ細かな指導、支援を行ってまいります。また、小学校外国語活動に補助員3名を配置することにより、外国語活動の充実と国際教育の推進を図ってまいります。

学校大規模改修事業については、屋内運動場の非構造部材の耐震化対策として、干潟小学校と第二中学校の改修工事など、安心安全な学校施設の整備のため、計画的に改修を進めてまいります。

次に、生涯学習の充実について申し上げます。

生涯学習施設については、建築後30年以上を経過している施設が多く、老朽化が進行した施設や、安全性、耐震性が確保されていない施設があることから、各施設の全体の状況を把握し、長期的な視点から施設の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うため、個別施設計画の策定を進めてまいります。

また、干潟支所の長寿命化に向けた大規模改修と併せ、干潟公民館の機能を干潟支所へ移転するために必要な改修工事の調査設計を実施してまいります。

次に、文化振興事業について申し上げます。

文化振興事業については、市民の文化意識高揚を図るため、市民音楽祭、あさひのまつり等の市民参加型文化事業を実施するとともに、優れた芸術文化に市民が接する機会を増やすため、プロによるコンサートや寄席など、幅広いジャンルで芸術文化事業を展開してまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

旭市の新しい時代を担う青少年が、社会の一員であることを自覚し、社会のルールを守る力や頑張る力、協力し合う態度などを身につけ、社会人として成長してもらうため、家庭や学校、地域社会、青少年育成団体と協力、連携しながら、生活体験や自然体験などの体験活動を開催してまいります。

第三は、「ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり」であります。

はじめに、交流の促進について申し上げます。

スポーツ交流については、旭市飯岡しおさいマラソン大会をはじめ、卓球やパークゴルフ等のスポーツを通じた都市住民等との交流を促進してまいります。

オリンピック事前キャンプ地誘致については、昨年の12月に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンに登録されました。今後は、ドイツ卓球チームの事前キャンプに向けた準備とホストタウンによる各種交流事業、日本人オリンピックアンによる講演会や体験会等を実施してまいります。

次に、安全で快適な道路の整備について申し上げます。

市民からの要望が多い市道の整備については、安全で円滑な交通の確保や道路環境の改善を図るため、道路改良工事、道路維持補修など要望に対応できるよう事業予算を拡充し、計画的な整備に取り組んでまいります。

旭中央病院アクセス道の整備については、一部区間の工事に着手しており、平成30年度は、用地取得が調った総堀線から東総広域農道までの1.2キロメートル区間の工事を進めてまいります。

飯岡海上連絡道の整備については、一部区間の供用を開始しておりますが、平成30年度には、用地取得が調った区間の工事に着手してまいります。なお、今後、軌道部分の工事を進めるにあたり、JR東日本と協議を進めてまいります。

南堀之内バイパスの整備については、一部区間の工事に着手しておりますが、平成30年度も、用地取得が調った区間の工事に着手してまいります。いずれも早期完成に向けて、引き続き関係地権者のご協力をお願いしてまいります。

県により進められている清滝バイパスの整備工事については、平成30年度よりトンネル部の工事に着手するため、準備を進めているところと伺っております。今後も早期完成に向け要望してまいります。

次に、安全・安心な水の供給について申し上げます。

水道事業については、平成30年度と31年度の2か年の事業として、平成22年度に作成した水道ビジョンの検証と見直し、事業を安定的に継続して運営するための施設管理計画、災害対策としての施設耐震化計画などの長期計画を策定いたします。

また、水道料金の見直しについては、近年の良好な経営状況を踏まえたなか、値下げの方向で調査検討を行っております。今後、水道事業運営協議会などの答申を踏まえ、本年10月からの施行を目指し調整してまいります。

次に、公園の充実について申し上げます。

矢指地区で津波避難施設として整備しております築山施設については、日の出山公園として旭市立公園に位置づけるため、本定例会に関連議案を提案したところです。今後は、都市公園として適切な維持管理に努めてまいります。

また、市民の健康増進や交流の場として大勢の皆様にご利用いただいているあさひパークゴルフ場については、平成20年のオープンから本年度で10年目となることから、さらなる利用者サービスの向上を図ってまいります。

次に、良好な生活環境の形成について申し上げます。

都市計画区域の見直しについては、まず市民の皆様には制度への理解を深めていただくことが重要でありますので、制度を分かりやすく解説したパンフレットを作成し、市民や各種団体を対象とした説明会を重ねながら、合意形成を図ってまいりたいと考えております。

公共下水道については、施設の効率的な維持管理を行うとともに、供用開始区域内における下水道への接続を促進してまいります。

蛇園南地区流末排水整備事業については、残りの工事区間が約580メートルとなり、平成30年度は、約340メートルの区間で工事を進めてまいります。

冠水対策排水整備事業については、サンモール西側の排水路、太右衛門川及び旭スポーツの森公園周辺の排水路について、順次整備を進めてまいります。

次に、良質な環境の保全について申し上げます。

環境ボランティア活動の支援については、環境の保全や美化を推進するため、市民やボランティア団体の皆様にご協力をいただきながら、きれいな旭をつくる運動を展開してまいります。

3Rの推進及びごみの減量化については、昨年10月1日にごみを限りなく減らして、環境にやさしい資源循環型の社会を目指すために、「ごみの減量化と3R推進のまち」宣言をいたしました。

今後も引き続きごみの減量化に取り組んでまいります。

住宅用省エネルギー設備については、家庭における地球温暖化対策の促進及びエネルギーの安定確保のため、環境への負担が少ない太陽光発電設備等を設置する方への支援について、今後も継続してまいります。

ごみ処理広域化の推進については、東総地区広域市町村圏事務組合において、銚子市野尻町地区を広域ごみ処理施設の計画地として、また銚子市森戸町地区を広域最終処分場の計画

地として、事業を進めております。

広域ごみ処理施設の整備及び運営事業については、昨年11月に新日鉄住金エンジニアリング株式会社を代表企業とするグループが落札者として決定し、本年2月開催の事務組合議会において契約の議案が可決されました。これにより、本契約を締結し、平成30年度から建設工事が着工されることになりました。

広域最終処分場については、実施設計業務等を実施しており、平成30年度は、建設に係る入札、契約手続き等を実施する予定となっております。

今後も、広域ごみ処理施設及び広域最終処分場の早期完成を目指し、組合及び構成市と連携を図ってまいります。

第四は、「将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり」であります。

はじめに、高齢者福祉の充実について申し上げます。

介護予防の推進については、身近な地域での高齢者の健康づくりを促進し、介護予防に向けた支援と、住民自らが担い手となっていくような地域の見守りや支えあいの仕組みづくりを構築するとともに、高齢者が病気になっても住み慣れた地域で在宅生活を継続できるよう、地域における医療・介護の連携のネットワークづくりに努めてまいります。

次に、震災からの復興について申し上げます。

東日本大震災の津波により被害を受け、市内に住宅を再建した世帯に支援を行う旭市津波被災住宅再建支援事業については、受付期間を平成30年度末まで延長し、引き続き支援を実施してまいります。

次に、消防力の強化について申し上げます。

消防体制の充実については、消防活動の充実強化を図るため、老朽化し機能低下した消防ポンプ自動車等を整備計画に基づき更新を進めてまいります。

また、安定した消防水利の確保と充実を図るため耐震性貯水槽の設置を進め、消防力の強化を図ってまいります。

消防団については、合併後、組織体制の再編を進め、現在16分団47部の体制となりましたが、さらに組織の強化と消防体制の充実を図るため、団員定数の改正と報酬の引き上げについて、本定例会に関連する議案を提案したところであります。

次に、消費者の保護について申し上げます。

消費者保護対策事業については、消費生活センターの体制を維持、強化し、高齢者などの

社会的弱者を狙った悪質商法による被害者や多重債務者を救済するため、消費生活相談員のレベルアップのための研修充実や、庁内関係各課及び関係機関との連携を図ってまいります。

また、消費者被害を未然に防ぐため、各種講座等の啓発活動の実施や、消費生活サポーターとの連携の強化に努め、幅広い年齢層へ消費者問題に関する情報提供を行ってまいります。

次に、行政経営の推進について申し上げます。

新庁舎建設については、新庁舎建設基本計画に基づき、各種意見を反映しながら、本年度中に基本設計を取りまとめたいと考えております。

また、平成30年度においては、建築確認申請等の手続きを含めた実施設計業務に取り組むこととし、引き続き、議会や市民の皆様方の理解を得ながら、早期完成を目指してまいります。

個人番号カードの利活用については、個人番号カードの普及促進とマイナンバーを活用した住民サービスの向上を図るため、平成31年2月までにコンビニエンスストアで住民票の写し等の証明書を取得できるサービスを開始できるよう、準備を進めてまいります。

次に、自立のための財政の推進について申し上げます。

自主財源の確保については、市税を中心とする債権の回収に積極的に取り組んでまいります。市民負担の公平性を確保するため、債権所管課相互の連携を図りながら、収納率の向上と滞納額縮減を目標として、全庁を挙げて徹底した収納業務に努めてまいります。

次に、資産マネジメント体制の確立について申し上げます。

公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画については、全ての公共施設の具体的な長寿命化や再編の方策、時期などを定めるため、本年4月から専門部署として行政改革推進課内に資産経営班を新たに設置するとともに、公共施設等管理統括会議及びワーキンググループにおいて調査検討を行い、平成31年9月の計画策定を目指してまいります。

旧海上中学校及び旧飯岡中学校の跡地については、幅広く意見をいただくために、旭市旧中学校跡地利用検討委員会を設置し、これまでに現地確認を含め3回の会議を開催し、協議、検討を行ってまいりました。

若者が集まり、にぎわいを取り戻すための観光、交流拠点となるよう、引き続き協議を進め、委員会からの報告を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

平成30年度の予算編成方針について申し上げます。

本市の財政状況は、歳入面においては、市税を始めとした自主財源の大幅な伸びは期待できず、また、歳入総額に占める割合の最も高い普通交付税は、合併算定替の段階的縮減が平

成30年度は50%となるなど、今後の歳入を取り巻く環境は一段と厳しくなることが予想されております。

一方、歳出面においては、安全・安心で暮らしやすいまちづくり、産業の振興や人口減少対策等を積極的に推進していくなか、高齢化等の進行による社会保障関係経費の増加や、公共施設の老朽化などによる維持、更新に係る経費は増加傾向にあり、さらには新庁舎建設事業を始め、市政発展のために必要不可欠な大型事業が進捗していくなど、市の財政需要は今後も増加していくものと見込まれております。

このような状況のなか、平成30年度の予算編成にあたっては、合併による国の財政支援の終期を見据えた行財政改革を進めながら、旭市総合戦略や旭市公共施設等総合管理計画などの各種計画に掲げる諸施策を着実に推進しつつ、本市の更なる発展を目指すことを基本とし、一般会計の予算額を279億9,000万円としたものであります。

特別会計は、病院事業債管理、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業、下水道事業、農業集落排水事業の6事業で176億5,200万円、企業会計は、水道事業の1事業で17億6,286万8,000円となり、市全体の当初予算の規模を474億486万8,000円としたところであります。

続いて、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、平成30年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算規模は歳入歳出それぞれ279億9,000万円であります。

歳入の主なものは、1款市税に74億5,010万8,000円、9款地方交付税に87億円、13款国庫支出金に29億6,742万1,000円、14款県支出金に18億3,554万7,000円、20款市債に21億8,760万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、2款総務費に32億9,587万8,000円、3款民生費に90億1,100万9,000円、4款衛生費に44億2,650万4,000円、8款土木費に31億7,865万2,000円、10款教育費に23億4,180万円、12款公債費に28億9,619万3,000円を計上したところであります。

議案第2号は、平成30年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ33億8,000万円とするものであります。

議案第3号は、平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を事業勘定で78億7,000万円、施設勘定で8,500万円とするものであります。

議案第4号は、平成30年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ6億3,600万円とするものであります。

議案第5号は、平成30年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ50億3,500万円とするものであります。

議案第6号は、平成30年度旭市下水道事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ5億6,400万円とするものであります。

議案第7号は、平成30年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ8,200万円とするものであります。

議案第8号は、平成30年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の給水件数を2万257件、年間給水量を613万8,834立方メートルと見込み、事業収益を16億7,266万2,000円と予定いたしました。

議案第9号は、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,500万円を追加し、予算の総額を308億4,000万円とするものであります。

議案第10号は、平成29年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定の歳入歳出をそれぞれ1億1,900万円追加し、予算の総額を107億4,900万円とするものであります。

議案第11号は、平成29年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出それぞれ1億2,500万円を追加し、予算の総額を50億2,500万円とするものであります。

議案第12号は、平成29年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、農業集落排水建設事業において繰越明許費を設定するものであります。

議案第13号は、旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の制定についてでありまして、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、市が設置する旭市いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第14号は、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、平成30年4月1日に行政改革推進課内に資産経営班を設置するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第15号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方独立行政法人法の改正に伴い、評価委員会の役割が見直されたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第16号は、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

の制定についてでありまして、消防団員等の報酬額を引き上げるとともに、旭市いじめ問題対策連絡協議会等の委員報酬額を定めるため、改正を行うものであります。

議案第17号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、都道府県が国民健康保険事業費納付金を決定することになることから、所要の改正を行うものであります。

議案第18号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第19号は、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、市内5か所の児童遊園を廃止するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第20号は、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第21号は、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、子ども医療費の助成対象者を拡大することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第22号は、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第23号は、旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、長寿祝金の支給金額を見直しするにあたり、改正を行うものであります。

議案第24号は、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、第7期介護保険事業計画に基づく介護保険料の改定及び介護保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第25号は、旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、中小企業信用保険法の改正及び小口零細企業保証制度要綱の改正に伴い、貸付限度額が拡充されるため、所要の改正を行うものであります。

議案第26号は、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、都市公園法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、現在工事を行っている築山施設につ

いて、都市公園として位置付けるにあたり、改正を行うものであります。

議案第27号は、旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、団員定数の適正化を図るため、改正するものであります。

議案第28号は、旭市奨学基金条例を廃止する条例の制定についてでありまして、初期の目的を達成したため、条例を廃止するものであります。

議案第29号及び議案第30号は、指定管理者の指定についてでありまして、飯岡福祉センター並びに旭市立干潟保育所の指定管理者を指定するにあたり、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

議案第31号は、市道路線の認定及び変更についてでありまして、道路整備により2路線を認定、1路線を変更するにあたり議会の議決を求めるものであります。

以上、新年度を迎えるにあたり、市政運営に対する基本的な考え方をお示しし、重点的に取り組む施策の概要とともに今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。

詳しくは事務担当者から説明し、また、ご質問に応じてお答えいたしますので、何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（島田和雄） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎日程第7 議案の補足説明

○議長（島田和雄） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤憲治 登壇）

○財政課長（伊藤憲治） 議案第1号、平成30年度旭市一般会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書をご用意ください。

予算の内容について、前年度と比較しながら主なものを説明いたします。

それでは、1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を279億9,000万円と定めるもので、対前年度比6億2,000万円、2.2%の減となりました。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債については、後ほど説明いたします。

第4条は、一時借入金の限度額を20億円と定めるものです。

第5条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を給料、職員手当等及び共済費と定めるものです。

次の2ページから8ページまでは、歳入歳出予算であります。これらの内容につきましては、11ページ以降の事項別明細書の中で説明いたします。

9ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。

表の1番目から6番目までは、例年設定している農業、漁業、中小企業に係る利子補給と損失補償について、また7番目以下は、道路排水路等清掃委託料、道路補修委託料、交通安全施設維持補修業務委託料、ちば電子調達システムサービス使用料、固定資産評価替基礎調査業務、消防共同指令センター機器更新等負担金について、それぞれ記載のとおり、期間と限度額を設定するものです。

10ページをお願いいたします。

第3表、地方債です。

起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、総額として21億8,760万円を計上しております。

次の11ページと12ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので説明は省略しまして、13ページの歳入から順を追って説明いたします。

それでは、13ページをお願いいたします。

1款市税のうち、1項1目個人市民税は、対前年度比1.6%の増で、30億9,070万2,000円を見込みました。

2目法人市民税については、対前年度比4.0%の減で、4億5,852万6,000円を見込みまし

た。

2項1目固定資産税は、家屋は減収見込みであります。土地と償却資産の増収見込みにより、対前年度比1.3%の増で、29億2,449万円を見込みました。

14ページをお願いいたします。

3項1目軽自動車税は、対前年度比9.6%の増で、2億996万7,000円を見込みました。

4項1目市たばこ税は、対前年度比7.7%の減で、5億438万2,000円を見込みました。

次に、15ページの一番下になります。

2款地方譲与税から18ページの9款地方交付税までは、地方財政計画や県の推計などを考慮して見込んだもので、主なものを申し上げますと、まず15ページの一番下、2款1項1目地方揮発油譲与税は、対前年度比7.0%の減で、9,300万円を見込みました。

16ページをお願いいたします。

2項1目自動車重量譲与税は、対前年度比6.8%の増で、2億3,500万円を見込みました。

下の17ページをお願いいたします。

6款地方消費税交付金は、対前年度比6.5%の増で、11億5,000万円を見込みました。

7款自動車取得税交付金は、対前年度比23.7%の増で、1億2,000万円を見込みました。

18ページをお願いいたします。

9款地方交付税です。

このうち普通交付税は合併算定替の縮減などを、また特別交付税は震災復興特別交付税事業分の増などを見込み、交付税全体では対前年度比0.1%の減で、87億円を見込みました。

少し飛びまして、22ページをお願いいたします。

13款国庫支出金です。

1項1目民生費国庫負担金は、対前年度比1.2%の減となっておりますが、これは主に4節生活保護費国庫負担金の減などによるものです。

下の23ページになります。

2項1目総務費国庫補助金は、対前年度比38.4%の増となっておりますが、これは主に、説明欄2 社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増によるものです。

2目民生費国庫補助金は、対前年度比34.8%の減となっております。主な理由は、2節児童福祉費国庫補助金のうち、前年度に計上していた保育所等整備交付金の事業が終了したことによるものです。

3目衛生費国庫補助金は、対前年度比16.4%の増となっております。主な理由は、説明欄2

循環型社会形成推進交付金の増によるものです。

4目土木費国庫補助金は、対前年度比107.9%の大幅な増となっています。主な理由は、1節道路橋梁費国庫補助金で、社会資本整備総合交付金の増によるものです。

24ページをお願いいたします。

5目教育費国庫補助金は、対前年度比246.5%の大幅な増となっています。主な理由は、2節小学校費国庫補助金と3節中学校費国庫補助金のうち、それぞれ説明欄1学校施設環境改善交付金の増によるものです。

25ページをお願いします。

14款県支出金ですが、1項1目民生費県負担金は0.1%の減で、主な理由は、1節社会福祉費県負担金、説明欄3保険基盤安定負担金が、国民健康保険税の軽減世帯数の減などにより、減少したためです。

2目衛生費県負担金は9.9%の減で、これは、養育医療費負担金の減によるものです。

26ページをお願いいたします。

2項2目民生費県補助金は7.4%の減で、主な理由は、2節老人福祉費県補助金において、前年度に計上していた介護施設等整備事業交付金の事業が終了したことなどによるものです。

27ページをお願いいたします。

3目衛生費県補助金は3.0%の増で、主な理由は、説明欄2及び3の生活排水対策浄化槽推進事業費補助金の増によるものです。

4目農林水産業費県補助金は76.7%の減で、主な理由は、前年度に計上していた畜産競争力強化対策整備事業費補助金の事業が終了したことなどによるものです。

29ページをお願いいたします。

5目商工費県補助金は27.0%の減で、これは千葉県消費者行政推進事業費補助金の減によるものです。

6目土木費県補助金は61.0%の減で、主な理由は、前年度に計上していた被災者住宅再建支援事業費補助金の事業が終了したことなどによるものです。

7目消防費県補助金は51.6%の減で、これは主に、説明欄2千葉県地域防災力向上総合支援補助金の減によるものです。

8目教育費県補助金は62.5%の減で、主な理由は、前年度に計上していた文化財保存整備事業費補助金の事業が終了したことなどによるものです。

3項1目総務費委託金は9.7%の増で、主な理由は、30ページをお願いいたします。5節

選挙費委託金で、千葉県議会議員選挙費委託金の新規計上によるものです。

少し飛びまして、33ページをお願いいたします。

17款2項1目庁舎整備基金繰入金は、対前年度比4,100万円減の1,600万円を計上しました。

2目災害復興基金繰入金は、対前年度比4,700万円減の8,461万1,000円を計上しました。

3目東日本大震災復興交付金基金繰入金は、対前年度比5,296万7,000円減の3億2,216万3,000円を計上しました。

4目地域振興基金繰入金は、対前年度比5,763万7,000円増の1億5,895万9,000円を計上しました。

5目ふるさと応援基金繰入金は、対前年度比810万円増の2,020万円を計上しております。

35ページをお願いいたします。

19款5項4目旭中央病院共済費は、対前年度比4,203万6,000円増の6億1,719万1,000円を計上しました。

37ページをお願いいたします。

20款市債は、全体では38ページになりますが、対前年度比1億3,330万円の増となっております。

37ページに戻っていただきまして、まず1目総務債は、新庁舎建設事業債を計上しております。

2目民生債は、保育所整備事業債を新規に計上しています。

3目衛生債は、水道事業一般会計出資債と広域ごみ処理施設整備事業債を計上しています。前年度と比べて減の主な理由は、海上配水場の増池工事完了による水道事業一般会計出資債の減によるものです。

4目農林水産業債は、農業基盤整備事業債、農業水利施設改修事業債、広域営農団地農道整備事業債を計上しています。

5目土木債は、説明欄1 蛇園南地区流末排水整備事業債から、説明欄8 交通安全施設維持補修事業債までの8本を計上しています。

6目消防債の説明欄1 から説明欄5 までは消防施設整備事業債で、防火水槽、消防庫、常備消防自動車、非常備消防自動車などを、また説明欄6 は防災基盤整備事業債で、防災無線の機器の更新を計上しています。なお、前年度と比べて減となった主な理由は、築山の事業完了によるものです。

7目教育債は、小学校及び中学校大規模改造事業債を新規に計上しています。

38ページをお願いいたします。

8目臨時財政対策債は、5.3%の減となっています。

以上で歳入の説明を終わりにして、続いて歳出について、前年度と比較しながら主な事業を説明いたします。

それでは、40ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費は、対前年度比1,150万3,000円減の2億2,748万6,000円を計上しました。

次に、2款総務費ですが、少し飛びまして53ページをお願いいたします。1項2目人事管理費は4.4%の増で、主な理由は55ページの一番下になります。説明欄3一部事務組合等負担金のうち、千葉県市町村職員共済組合負担金、旭中央病院分の増などによるものです。

また少し飛びまして、59ページをお願いいたします。一番下になります。

6目財産管理費は57.4%の増で、主な理由は61ページになりますが、説明欄2財政調整基金積立金の増によるものです。

少し飛びまして、70ページをお願いいたします。

10目地域振興費は30.2%の増で、主な理由は下の71ページをお願いいたします。説明欄5定住促進奨励金交付事業や、説明欄6コミュニティバス等運行事業の増によるものです。

72ページをお願いいたします。

11目庁舎建設費は、4,361万8,000円の増で、主な理由は下の73ページになりますが、13節調査・設計委託料として、新庁舎建設のための実施設計策定業務委託料等を新規に計上したことによるものです。

同じ73ページになります。12目諸費は3,122万9,000円の増で、主な理由は74ページになりますが、説明欄2市バス運営事業のうち、18節車両購入費として、市バス1台の購入経費の新規計上によるものです。

77ページをお願いいたします。

2項2目賦課徴収費は4.4%の減で、主な理由は説明欄1の調査賦課事務費のうち、前年度に計上していた固定資產業務支援システム用ハードウェア購入費の減によるものです。

79ページをお願いいたします。下になります。

3項1目戸籍住民基本台帳費は23.4%の増で、主な理由は80ページをお願いいたします。一番下になります。説明欄3住民基本台帳事務費のうち、各種証明書のコンビニ交付システム導入経費の増によるものです。

83ページをお願いいたします。

4項3目千葉県議会議員選挙費については、平成30年度の執行経費を計上したものです。

次に、3款民生費ですが、少し飛びまして92ページをお願いいたします。1項1目社会福祉総務費は減で、主な理由は、また少し飛びまして96ページをお願いいたします。一番上になります。説明欄8飯岡福祉センター運営事業で、前年度に計上していた飯岡福祉センター改修工事が完了したことによるものです。

2目障害者福祉費は増で、主な理由は、また少し飛びまして100ページになります。説明欄10の自立支援給付事業で、20節扶助費の増によるものです。

102ページをお願いいたします。

4目国民健康保険費は減で、主な理由は、説明欄2国民健康保険事業特別会計繰出金の減によるものであります。

105ページをお願いいたします。

2項2目後期高齢者医療費は増で、主な理由は、説明欄2広域連合負担金の増によるものです。

106ページをお願いいたします。

3目生活支援費は大幅な減で、主な理由は、前年度に計上していた地域密着型サービス拠点等整備事業の終了などによるものです。

108ページをお願いいたします。

3項1目児童福祉総務費は7.5%の増で、主な理由は下の109ページになります。説明欄4子ども医療費助成事業の増、それと、少し飛びまして114ページになりますが、説明欄16民間教育・保育施設改築等事業の増などによるものです。

116ページをお願いいたします。一番下になります。

4目児童福祉施設費は大幅な増で、主な理由は117ページになりますが、説明欄2海上保育所改築事業の新規計上によるものです。

同じ117ページの5目障害児福祉費は1.2%の減で、主な理由は、説明欄1障害児通所支援事業の減によるものです。

118ページをお願いいたします。

6目保育所費は4.2%の増で、主な理由は、下の119ページになります。説明欄3公立保育所運営費の増、それと121ページになりますが、一番下の説明欄7保育士処遇改善事業の増によるものです。

123ページをお願いいたします。

4項2目扶助費は減で、これは生活保護扶助費が減となったことによるものです。

次に、4款衛生費です。

126ページをお願いいたします。

1項1目保健衛生総務費は増で、その主な理由は少し飛びまして131ページをお願いいたします。一番下になります。説明欄11旭中央病院負担金の増によるものです。

また少し飛びまして、138ページをお願いいたします。

4目環境衛生費は増で、主な理由は、説明欄2環境衛生事務費のうち、下の139ページになりますが、19節の東総地区広域市町村圏事務組合負担金の増によるものです。

次に、5款労働費ですが、少し飛びまして152ページをお願いいたします。労働費については2.5%の増となっております。

次に、6款農林水産業費です。

154ページをお願いいたします。

1項1目農業委員会費は増で、主な理由は、説明欄1農業委員報酬について、平成29年7月からの新制度移行に伴い増額となった影響が通年ベースになったことなどによるものです。

157ページをお願いいたします。一番下になります。

3目農業振興費は増で、主な理由は159ページをお願いいたします。下のほうになります。説明欄5水田農業構造改革推進事業における、飼料用米の作付面積の増加等に伴う補助金の増、それと160ページになりますが、説明欄9園芸生産強化支援事業における「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金の増によるものです。

163ページをお願いいたします。一番下になります。

4目畜産振興費は大幅な減で、主な理由は、前年度に計上していた畜産競争力強化対策整備事業の終了によるものです。

次に、7款商工費です。

少し飛びまして、176ページをお願いいたします。

1項2目商工振興費は減で、主な理由は178ページになりますが、説明欄7企業誘致促進事業の減によるものです。

下の179ページをお願いいたします。

3目観光費は減で、主な理由は180ページになります。説明欄2観光資源創出プロモーション事業のうち、下の181ページ一番上になりますが、13節観光プロモーション支援業務委

託料の減によるものです。

次に、8款土木費になります。

また少し飛びまして、187ページをお願いいたします。一番下のほうになります。

2項1目道路橋梁総務費は大幅な増で、主な理由は、説明欄1道路橋梁事務費のうち、188ページになりますが、13節調査・測量委託料の増によるものです。

同じ188ページの下になります。2目道路維持費は1,963万9,000円の増で、主な理由は、189ページの下になりますが、説明欄2道路維持補修事業費の15節工事請負費の増によるものです。

190ページをお願いいたします。下のほうになります。

3目道路新設改良費は5,289万7,000円、2.9%の増で、主な理由は、下の191ページになります。説明欄2道路新設改良事業の増や、説明欄4旭中央病院アクセス道整備事業の増などによるものです。

194ページをお願いいたします。

4目橋梁維持費は増で、主な理由は、橋梁長寿命化修繕事業のうち、15節橋梁改修工事の増によるものです。

197ページをお願いいたします。一番下になります。

3項4目公園費は減で、主な理由は200ページになります。説明欄3旭スポーツの森公園整備事業の減によるものです。

同じ200ページの下になります。

4項1目住宅管理費は増で、主な理由は、少し飛びまして204ページになります。説明欄9空き家等対策推進事業の新規計上によるものです。

同じ204ページの下になります。

2目住宅建設支援費は減で、主な理由は、説明欄1津波被災住宅再建支援事業の減によるものです。

次に、9款消防費です。

208ページをお願いいたします。

1項1日常備消防費は増で、主な理由は210ページになります。説明欄4消防車両整備事業の新規計上によるものです。

同じ210ページの下になります。

2目非常備消防費は増で、主な理由は213ページをお願いいたします。一番下になります。

説明欄6 消防団車両整備事業の増によるものです。

214ページをお願いいたします。

3目災害対策費は減で、主な理由は、前年度に計上していた津波避難施設整備事業の終了などによるものです。

次に、10款教育費です。

少し飛びまして、225ページをお願いいたします。

2項1目学校管理費は増で、主な理由は228ページになります。説明欄4 小学校大規模改造事業の増によるものです。

同じ228ページですが、2目教育振興費は増で、主な理由は、下の229ページになります。説明欄2 小学校教材備品等購入事業や、説明欄3 小学校要保護準要保護児童援助費の増によるものです。

231ページをお願いいたします。

3項1目学校管理費は増で、主な理由は234ページになります。説明欄4 中学校大規模改造事業の増によるものです。

少し飛びまして、238ページをお願いいたします。

4項1目社会教育総務費は増で、主な理由は、説明欄2 社会教育総務事務費のうち239ページになりますが、13節委託料に干潟支所への干潟公民館機能移転に係る調査・設計委託料を新規計上したことによるものです。

次に、大きく飛びまして264ページをお願いいたします。

5項1目保健体育総務費は減で、主な理由は266ページをお願いいたします。説明欄3 東京オリンピック事前キャンプ地誘致事業の減によるものです。

同じ266ページの一番下になります。

2目体育施設費は増で、主な理由は268ページになります。説明欄3 総合体育館管理費の増、それと271ページになりますが、説明欄5 社会体育施設改修事業の増によるものです。

次に、12款公債費です。また少し飛びまして、282ページをお願いいたします。

1目の元金は増、2目の利子は減となっております。

次に、13款諸支出金です。

284ページをお願いいたします。下のほうになります。

2項1目水道事業公営企業費は減で、主な理由は、説明欄2 水道事業会計出資金が、海上配水場の増池工事の完了により減となったためです。

286ページをお願いいたします。

14款の予備費は、公共施設の老朽化に伴い突発的な補修工事等に対応するため、前年度から1,000万円増の5,000万円を計上しております。

以上で、歳出の主な内容についての説明を終わりました。続いて、その下の287ページをお願いいたします。

ここから292ページまでは、給与費明細書となっております。今、ご覧いただいております1特別職の表は、長等、議員、その他の特別職について、本年度と前年度を比較したものです。

次の288ページをお願いいたします。

2一般職のうち（1）の総括は、一般職の職員数、給与費、共済費について前年度と比較したものです。職員数は、前年度と比べて7人の減で、金額は合計で1,273万3,000円の増となっております。

このほかの内容は、289ページ以降に記載のとおりでございます。

次に、少し飛びまして293ページをお願いいたします。

この表は、新庁舎建設事業の設計等委託料に係る平成29年度から平成32年度までの4年間の継続費に関する調書となっております。

次に、294ページをお願いいたします。

ここから296ページまでは債務負担行為に関する調書で、支出が平成30年度以降にわたるものについての支出予定額を記載したものです。

最後に、297ページをお願いいたします。

この表は、地方債に関する調書です。一番下の計のところをご覧ください。左から順に、平成28年度末の現在高が277億1,825万2,000円、その右が、29年度末現在高見込額で286億1,589万9,000円、さらにその右が30年度中の起債見込額で21億8,760万円、その右が30年度中の元金償還見込額で27億2,190万1,000円、一番右は、30年度末の現在高見込額で280億8,159万8,000円となる見込みとなっております。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 阿曾博通 登壇）

○企画政策課長（阿曾博通） 議案第2号、平成30年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議

決について、補足説明を申し上げます。

予算書の299ページをお願いいたします。

第1条にありますように、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億8,000万円といたしました。

少し飛びまして、305ページをお願いいたします。

歳入の1款諸収入として、貸付金元利収入20億8,000万円を計上いたしました。これは病院事業債の元利償還金分として、地方独立行政法人からのものです。

また、2款市債として病院債13億円を計上いたしました。これは法人が行う看護師宿舎の整備と、医療機器を購入するために貸し付ける長期貸付金の財源として借り入れるものです。

306ページをお願いします。

歳出の1款事業費ですが、貸付金として13億円を計上しました。これは歳入で計上しました病院債をそのまま法人に貸し付けるものです。

2款公債費は、1目元金16億5,836万9,000円及び2目利子4億2,163万1,000円、合わせて20億8,000万円を計上いたしました。これは歳入で計上しました貸付金元利収入をそのまま償還するものであります。

307ページをお願いします。

説明申し上げました歳入歳出の結果、平成30年度末の病院債現在高は、一番右側になります。215億7,271万9,000円と見込んでおります。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第3号、議案第4号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 遠藤茂樹 登壇）

○保険年金課長（遠藤茂樹） 議案第3号、平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の309ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を事業勘定は78億7,000万円、施設勘定は8,500万円と定めるものです。

第2条の一時借入金は、限度額を事業勘定1億円、施設勘定を1,000万円と定めるものです。

第3条は歳出予算中、款内において流用できる経費を保険給付費と定めるものでございます。

次の310ページから315ページは、歳入歳出予算であります。詳細は317ページ以降の説明書においてご説明いたします。

初めに、事業勘定からご説明いたします。

317ページと318ページは、事項別明細書の総括ですので説明は省略し、319ページの歳入からご説明いたします。

それでは、320ページをお開き下さい。

1 款国民健康保険税の合計額は20億7,145万2,000円、前年度に対し10.4%の減を見込みました。

内訳ですが、319ページに戻っていただきまして、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税が20億5,623万7,000円、これは一般被保険者に係る医療給付費分と後期高齢者支援金分及び介護納付金分の合計でございます。

2 目退職被保険者等国民健康保険税は1,521万5,000円で、同じく退職被保険者等に係る分でございます。

321ページをお願いいたします。

4 款国庫支出金は、国保の広域化に伴い全て廃止されたため、1 項 1 目療養給付費等負担金の上に、過年度精算分として1,000円を計上させていただきました。

5 款療養給付費等交付金も同様でございます。なお、4 款 5 款とも平成30年度のみの経過措置となります。

322ページをお願いいたします。

6 款県支出金は、広域化により大幅に制度改正されたため、1 項 1 目保険給付費等交付金を新設し、52億3,330万6,000円を計上いたしました。

内訳は、療養給付費に応じて交付される保険給付費等普通交付金が50億9,893万8,000円、従前の特別調整交付金を再編した保険給付費等特別交付金に1 億3,436万8,000円であります。なお、従前の項目は全て廃止となっております。

323ページをお願いいたします。

8 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は4 億9,907万5,000円を計上し、32.8%の減を見込みました。

減少の主な要因は、平成29年度に計上していた一般会計その他繰入金を計上せず、予算編成を行ったためであります。なお、下段の基金繰入金も同様に予算計上を行わないため、廃款としました。

324ページをお願いいたします。

10款諸収入、1項延滞金及び過料は1,820万円を計上いたしました。

3項1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入は2,365万1,000円を計上いたしました。

325ページをお願いいたします。

4項1目第三者納付金は654万6,000円を計上し、3目雑入は1,621万8,000円を計上いたしました。

なお、下段、前期高齢者交付金並びに、326ページの共同事業交付金につきましては、国保の広域化に伴い、廃止となりました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

327ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は2,861万2,000円を計上し、25.6%の減を見込みました。減少の主な要因は、平成29年度広域化に対応するため計上していた電算改修が終了したためでございます。

328ページをお願いいたします。

2項1目賦課徴収費は1,673万5,000円を計上いたしました。

329ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費の合計ですが、330ページ下段になります。合計で44億7,746万5,000円、12%の減を見込みました。制度改正によりまして見込額を県が示すため、大幅な減の計上となりますけれども、仮に予算を大幅に上回る医療費が支出された場合でも、平成30年度からはその医療分に対しましては、同額を県から交付されることとなります。

331ページをお願いいたします。

2項高額療養費は6億2,277万3,000円を計上し、24.1%の減を見込みました。こちらにつきましても、先ほど同様に県から同額交付されます。

332ページをお願いいたします。

4項1目出産育児一時金は3,361万7,000円を計上いたしました。

333ページをお願いいたします。

3款保険事業費納付金は、国保広域化に伴い新設された科目で、県が市町村に交付する保険給付費等普通交付金の原資となるものです。

1項1目医療給付費分は15億2,823万5,000円、2目後期高齢者支援金分は6億7,686万8,000円、3目介護分は2億9,391万7,000円を計上いたしました。金額は、県が各市町村の

被保険者数、所得、医療費に応じて算定したものを計上しております。

総額につきましては、334ページ上段をお願いいたします。合計で24億9,902万円の計上となります。

4款保健事業費は1億2,440万7,000円を計上いたしました。主な事業は、説明欄1の特定健康診査等事業が8,005万6,000円、説明欄2の特定保健指導事業が369万8,000円、説明欄3の短期人間ドック事業に3,811万8,000円となります。

337ページをお願いいたします。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は1,478万4,000円を計上しました。

338ページをお願いいたします。

3項1目直営診療施設補助金は1,462万円を計上しました。これは旭中央病院の補助金を国保会計を經由して繰り出すものであります。

4項1目施設勘定繰出金は30万円で、滝郷診療所への補助金を国保会計を經由して繰り出すものであります。

8款予備費は、前年度と同額の3,000万円を計上いたしました。

339ページをお願いいたします。

国保広域化に伴い平成29年度に支出しておりました後期高齢者支援金から、340ページの共同事業拠出金までの項目は、全て廃止となります。

341ページは、給与費明細書でございます。

続いて、施設勘定についてご説明させていただきます。

343ページと344ページは、事項別明細書の総括ですので説明は省略し、345ページの歳入からご説明させていただきます。

345ページをお開き下さい。

1款1項外来収入は6,777万4,000円を計上し、前年度に対し2.7%の減を見込みました。主な要因は、平成30年度の薬価の引き下げ等による影響を考慮したものでございます。

2項1目諸検査等収入は479万7,000円を計上しました。

347ページをお願いいたします。

4款1項他会計繰入金は、前年度と同様740万円を計上いたしました。

内訳は、一般会計から710万円、国保事業勘定から30万円の繰り入れを計上しました。

2項基金繰入金は440万円を計上いたしました。これは収支不足を補填するための財政調整基金からの繰り入れでございます。

5款繰越金は20万円を計上いたしました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

350ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は4,483万5,000円を計上いたしました。主に職員給与費と診療所に係る事務費と管理費でございます。

353ページをお願いいたします。

2款医業費は3,798万6,000円を計上し、前年度に対し3.5%の減を見込んでおります。

356ページから359ページは、給与費明細書でございます。

以上で、議案第3号の補足説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、議案第4号、平成30年度旭市後期高齢者医療特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の361ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を6億3,600万円と定めるものであります。

次の362ページと363ページは、歳入歳出予算であります。詳細は367ページ以降の説明書の中でご説明いたします。

365ページと366ページは、事項別明細書の総括ですので説明を省略させていただきます。

それでは、367ページの歳入からご説明いたします。

1款保険料は4億3,927万円で、前年度に対し8.4%の増を見込みました。

内訳ですが、1項1目1節現年度分特別徴収保険料に3億53万7,000円、2節現年度分普通徴収保険料に1億3,808万円、3節滞納繰越分普通徴収保険料に65万3,000円であります。

徴収方法は、年金から天引きする特別徴収と、納付書等で納めていただく普通徴収となります。また、30年度の保険料率は改定となりまして、均等割が4万400円から4万1,000円となり600円の増、所得割率が7.93%から7.89%となり0.04ポイントの減、賦課限度額が57万円から62万円となり5万円の増となりました。

2款繰入金は、一般会計から1億7,968万円、前年度に対し2.2%の増を見込みました。

内容としましては、徴収事務費と保険料の軽減分に対する県と市の負担分を繰り入れるものであります。

3款繰越金は750万円を見込みました。

368ページをお願いいたします。

4款諸収入、2項償還金及び還付加算金は251万7,000円を見込みました。これは過年度分

の納め過ぎた保険料を精算するもので、広域連合から全額補填されるものであります。

369ページをお願いいたします。

4項雑入は、平成30年度保険料軽減特例見直しに伴うシステム改修の補助金を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

370ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、広域連合に代わって各種届出を処理するための事務的経費で1,776万3,000円を見込みました。

2項1目徴収費は、保険料の徴収に要する経費で263万7,000円を見込みました。

371ページをお願いいたします。

2款広域連合納付金は6億808万円を見込みました。これは徴収した保険料と保険料の軽減分に対する県と市の負担分を、そのまま広域連合に支出するものであります。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は252万円を見込みました。これは過年度分における資格の喪失に伴い、納め過ぎた保険料を還付するものであります。

372ページをお願いいたします。

4款予備費として、前年度と同額の500万円を見込みました。

以上で、議案第4号の補足説明を終わりにさせていただきます。

○議長（島田和雄） 保健年金課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 6分

再開 午後 1時10分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第5号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 浪川恭房 登壇）

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第5号、平成30年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の373ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を50億3,500万円と定めるものです。

第2条では、歳出予算中、各項において流用できる経費は保険給付費とするものです。

次の374ページから380ページまでは説明を省略させていただきまして、381ページの歳入から、予算の内容について主なものをご説明いたします。

381ページをお願いいたします。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料は11億5,490万5,000円で、保険料基準額は年額6万1,200円、納付義務者数を1万9,447人と見込み、対前年度15.9%の増で計上いたしました。

内訳は、1節現年度分特別徴収保険料を、現年度分の90.5%に当たる10億5,475万2,000円とし、2節現年度分の普通徴収保険料には9,411万2,000円、3節過年度分普通徴収保険料には604万1,000円を見込みました。

2款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金には8億3,419万2,000円を、2項1目調整交付金は、介護保険の財政調整を行うために交付されるもので、保険給付費の4.67%、2億1,995万5,000円を見込み、2目地域支援事業交付金には7,588万8,000円を見込みました。

382ページをお願いいたします。

3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で12億6,955万9,000円を、2目地域支援事業支援交付金には4,236万1,000円を見込みました。

4款県支出金、1項1目介護給付費負担金は6億9,398万1,000円、2項1目地域支援事業交付金には3,794万4,000円を見込みました。

383ページをお願いいたします。

6款繰入金、1項1目介護給付費繰入金には5億8,775万9,000円、2目地域支援事業繰入金には3,996万4,000円、3目介護保険事務費繰入金には6,207万円、4目低所得者保険料軽減繰入金には1,035万6,000円を見込みました。

385ページをお願いいたします。

8款諸収入、2項2目雑入の606万1,000円は、説明欄記載のとおり配食サービス事業の利用収入を見込みました。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

続きまして、386ページをお願いいたします。

歳出の主なものについてご説明いたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、介護保険一般事務費経費として1,202万5,000円を計上いたしました。

2 項 1 目賦課徴収費は、介護保険料の賦課徴収に係る事務経費として325万7,000円を計上いたしました。

387ページをお願いいたします。

3 項 1 目介護認定審査会費は、審査会の開催回数を年間120回と見込み、2,819万6,000円を計上いたしました。

388ページをお願いいたします。

2 目認定調査費は、認定調査に係る経費として1,779万円を見込みました。

390ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は、ここに保険給付費の総額の記載はございませんが、総額は47億206万9,000円で、対前年度1.8%の増を見込みました。

1 項 1 目の居宅介護サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与などのサービス給付費で、利用者を1,582人と見込み、15億2,541万4,000円を計上いたしました。

2 目地域密着型介護サービス給付費は、原則として旭市民のみが利用できるサービスで、利用人数を地域密着型の通所介護に429人、グループホームに64人、小規模特別養護老人ホームに45人と見込み、6億4,362万7,000円を計上いたしました。

3 目施設介護サービス給付費は、老人福祉施設440人、老人保健施設210人、療養型医療施設1人の合計651人の利用を見込み、18億6,761万8,000円を計上いたしました。

391ページをお願いいたします。

6 目居宅介護サービス計画給付費は、2億5,441万1,000円を見込みました。

392ページをお願いいたします。

2 項 1 目介護予防サービス給付費は、要支援者の保険給付費で、利用者を171人と見込み、2,656万3,000円を計上いたしました。

394ページをお願いいたします。

3 項 1 目審査支払手数料は、千葉県国保連合会が行う審査支払いに係る手数料で、376万円を見込みました。

4 項 1 目高額介護サービス費は、9,448万6,000円を計上いたしました。

396ページをお願いいたします。

6項1目特定入所者介護サービス費は、施設入所者への低所得者対策としての食費・居住費の補足給付分で、2億4,135万3,000円を計上いたしました。

397ページをお願いいたします。

5款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業による予防給付で、利用人数を訪問型サービスで126人、通所型サービスで403人と見込み、1億2,766万7,000円を計上いたしました。

398ページをお願いいたします。

2目介護予防ケアマネジメント事業費は、要支援認定者及び事業対象者を対象とした事業費で、2,825万8,000円を見込みました。

400ページをお願いいたします。

3項1目包括的支援事業費は、地域包括支援センターが実施する総合相談等の経費と、包括的支援関係職員及び地域包括支援センターの増設の費用等で、7,580万4,000円を計上いたしました。

403ページをお願いいたします。

4項1目任意事業費は2,750万9,000円を見込み、説明欄記載の家族介護用品給付事業、介護相談員派遣事業、そして、404ページに記載の配食サービス事業などを実施いたします。

407ページをお願いいたします。

7款予備費には1,000万円を計上いたしました。

408ページから412ページは給与費明細書となっております。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 高野和彦 登壇）

○下水道課長（高野和彦） 議案第6号、平成30年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書413ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を5億6,400万円と定めるもので、対前年度1,600万円、2.8%の減でございます。

第2条の地方債につきましては、後ほど第2表でご説明申し上げます。

第3条の一時借入金は、最高額を2億円と定めるものでございます。

414ページから416ページの、第1表歳入歳出予算でございますが、これらの内容につきましては、後ほど419ページ以降の事項別明細書の中で説明させていただきます。

417ページをお願いいたします。

第2表地方債です。起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、2,490万円を計上するものでございます。

419ページ、420ページは事項別明細書の総括ですので、説明を省かせていただきます。

421ページをお願いいたします。

初めに、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項1目下水道事業負担金412万円は、認可区域の面整備が完了し納付対象者が減少したことにより、対前年度34.8%減となっております。

2款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料は、直近1年間の使用料収入の決算額等から算出しており、9,814万3,000円で9.8%増となっております。

3款国庫支出金、1項1目下水道事業費国庫補助金の689万円は、昨年からの継続事業で下水道ストックマネジメント策定に係る社会資本整備総合交付金で、事業費1,378万円の2分の1となっております。

422ページをお願いいたします。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は3億8,319万9,000円で、対前年度2.7%減を見込みました。減となりました理由につきましては、事業費の減少及び使用料、繰越金の増加によるものです。

事業費の減少につきましては、後ほど歳出でご説明いたします。

6款繰越金は、前年度繰越金で4,000万円を見込みました。

423ページをお願いいたします。

7款諸収入、3項1目雑入は648万円で、公共下水道管移設等受託収入で、建設課施工の冠水対策排水路整備事業に伴うもので、建設課からの収入を計上いたしました。

8款市債、1項1目下水道債は2,490万円で、これは借入金の償還分として2,370万円と、平成32年度に移行する公営企業移行事業債120万円を加え、計上いたしました。

続きまして、歳出の主なものについてご説明させていただきます。

425ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、本事業に係ります職員給与費及び管理経費8,712万

円で、対前年度0.6%増となっております。

428ページをお願いいたします。

2款事業費、1項1目維持管理費、説明欄1施設維持管理費は1億3,428万4,000円で、対前年度12.4%減となっております。これは、浄化センターの運転業務委託料を長期継続契約したことにより、設計金額ではなく実際の契約金額で予算計上したことが要因となり、この事業費の減額が、先ほど歳入の説明で申し上げました一般会計繰入金の減少につながっております。

429ページをお願いいたします。

2款事業費、2項1目工事費、説明欄1下水道改修事業2,486万9,000円で、対前年度4.8%減を見込みました。

説明欄の13節委託料、計画策定支援業務委託料1,698万9,000円は、平成29年度から継続している下水道ストックマネジメント計画策定の支援業務委託料等です。

430ページをお願いいたします。

3款公債費、1項1目元金は2億4,670万6,000円で、対前年度3.9%増。

2目利子につきましては6,802万1,000円で、対前年度7.4%減となっております。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

432ページから436ページは、職員の給与費明細書でございます。

437ページをお願いいたします。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。

平成30年度末の現在高見込額は、33億4,245万2,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第6号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（島田和雄） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 宮負賢治 登壇）

○農水産課長（宮負賢治） 議案第7号、平成30年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の439ページをご覧ください。

第1条は、平成30年度当初予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,200万円と定めるもので、前年度予算額1億5,200万円に対しまして46.1%の減であります。

予算が減少しました主な要因は、県道旭笹川線に埋設してあります管路の改修工事が完成

に近づき、工事費が小さくなったためです。

第2条の地方債につきましては、後ほどご説明申し上げます。

次の440ページ、441ページの、第1表歳入歳出予算の説明は省略させていただきまして、442ページをご覧ください。

第2表地方債は、起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、平成30年度の限度額を1,330万円とするものです。

次の443ページ、444ページの歳入歳出予算事項別明細書の1の総括は、説明を省略させていただきまして、445ページをご覧ください。

2の歳入です。

1款分担金及び負担金、1項1目受益者分担金は84万円で、前年度と同額でございます。

2款使用料及び手数料は、1項1目施設使用料、これは1,710万4,000円で、対前年度9万7,000円、0.6%の減であります。この施設使用料は、現に農業集落排水施設を使用している世帯の実績及び新規に使用する世帯の見込みを計上いたしました。

3款県支出金、1項1目農業集落排水事業県補助金は、1,344万円で計上しました。こちらは、平成28年度から行っている江ヶ崎地区の管路改修工事の補助金であります。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金は3,346万6,000円で、対前年度68万8,000円、2%の減であります。これは、歳入歳出の差し引き不足額を一般会計から繰り入れするものでございます。

446ページをご覧ください。

5款繰越金293万9,000円は、前年度繰越金であります。

次に、447ページをご覧ください。

6款諸収入、3項1目雑入90万9,000円は、平成29年度分の消費税の確定申告に伴う還付金を見込んだものです。

次の7款市債、1項1目下水道債1,330万円は、農業集落排水事業債でありまして、対前年度2,360万円、64%の減です。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、448ページをご覧ください。

3の歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費は、農業集落排水事業にかかわる職員の人件費及び管理経費1,077万9,000円で、対前年度107万2,000円、11%の増であります。

次の449ページの中段です。説明欄3の公営企業会計移行事業は、国からの要請に基づき、経理の明確化、透明性の向上を図ることを目的に、公営企業会計へ移行するための準備経費として192万8,000円を計上したものであります。

次に、450ページへまいりまして、2款事業費、1項1目維持管理費2,284万8,000円は、江ヶ崎と琴田にあります排水処理施設の管理費で、対前年度189万7,000円、9.1%の増であります。

説明欄1の江ヶ崎地区排水施設維持管理費は1,652万5,000円で、主なものは、11需用費の光熱水費450万円、維持補修費843万1,000円のほか、13委託料の施設維持管理委託料268万7,000円であります。

次に、説明欄2の琴田地区排水施設維持管理費は632万3,000円で、主なものは、11需用費の光熱水費184万2,000円、維持補修費201万8,000円のほか、次の451ページになりますけれども、説明欄のほうの13委託料の施設維持管理委託料182万3,000円であります。

次に、2目資源循環事業費49万6,000円は、農業集落排水処理施設から排出される汚泥の処理費用でございます。

452ページをご覧ください。

2款2項1目工事費2,720万8,000円は、江ヶ崎地区の管路施設の改修工事費です。冒頭でもご説明申し上げましたが、平成28年度から進めております改修工事の大部分が終了しまして、残りわずかとなったため大幅に減少したものです。

次に、3款公債費、1項1目元金1,570万9,000円、2目利子362万円は、農業集落排水施設整備に伴う借入金の償還金であります。

次の453ページをご覧ください。

4款繰出金84万円は、一般会計への繰出金であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、454ページをご覧ください。

給与費明細書ですが、職員数、給与費、共済費、職員手当等について、前年度との比較表になります。

次の455ページから457ページにつきましては、説明を省略させていただきます。

次に、458ページをご覧ください。

地方債の現在高に関する調書でありまして、表の一番右の欄ですが、平成30年度末現在高見込額が2億3,205万5,000円であります。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 加瀬宏之 登壇）

○水道課長（加瀬宏之） 議案第8号、平成30年度旭市水道事業会計予算の議決についての補足説明を申し上げます。

予算書の1ページ目をお開きください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量で、（1）給水件数を2万257件、年間給水量を613万8,834立方メートルとし、1日の平均給水量を1万6,819立方メートルと予定いたしました。

（2）主要な建設改良事業は、配水管布設工事に5,976万円、配水管布設替工事に2,970万円を予定いたしました。

2ページをお開きください。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり定めました。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり定めました。

なお、資本的収支の不足額1億9,599万9,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたします。

4ページをお開きください。

第5条は、債務負担行為となります。旭市水道事業長期計画策定業務委託を、平成30、31年度の継続事業とし、平成31年度の限度額を1,426万5,000円と設定いたしました。

第6条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

5ページをお願いいたします。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであります。

第9条は、棚卸資産の購入限度額を4,890万円と定めるもので、これは量水器などの購入費を予定したものとなります。

次のページからは、水道事業会計予算に関する説明書となります。

7ページをお開きください。

平成30年度旭市水道事業会計予算実施計画となります。

収入の部は、1款水道事業収益を16億7,266万2,000円、前年度に比べ9,480万7,000円、

6%の増を見込んでおります。

1項の営業収益は16億2,091万2,000円で、このうち主なものは、1目給水収益の16億666万4,000円で、水道料金収入となります。年間総有収水量を592万9,737立方メートルと見込んでおります。

次に、8ページ目をお開きください。

支出の部ですが、1款水道事業費用は14億9,194万4,000円で、前年度に比べ6,358万4,000円、4.5%の増を予定いたしました。

1項の営業費用は14億3,046万3,000円で、このうち主なものは、1目原水及び浄水費の8億6,815万1,000円と、5目減価償却費の2億4,426万3,000円となります。

次の9ページ目は、資本的収入及び支出でございます。

収入の部でございますが、1款資本的収入で7,492万5,000円、前年度に比べ、マイナス1億3,325万2,000円、64%の減を見込んでおります。

主な内訳といたしまして、1項1目出資金の1,560万円は、一般会計からの出資金を、2項1目負担金の2,901万4,000円は、消火栓設置負担金及び配水管布設工事などの負担金を見込んでおります。

支出の部は、1款資本的支出2億7,092万4,000円で、前年度に比べ、マイナス1億4,707万7,000円、35.2%の減を予定しております。

主な内訳といたしまして、1項建設改良費2億823万4,000円のうち、1目拡張工事費は、配水管布設工事や仕切り弁の設置工事などで8,561万4,000円、2目改良工事費は、配水管布設替工事や道路事業などに伴う切り回し工事で6,750万円、3目固定資産取得費は、各配水場の設備の更新などで5,512万円を予定しております。

次に、10ページをお開きください。

10ページから11ページまでは、平成30年度旭市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書となります。

次に、12ページをお開きください。

12ページから15ページまでは、職員給与関係の明細となっております。

次に、16ページをお開きください。

16ページは、債務負担行為に関する調書となります。

次の17ページから19ページにつきましては、平成30年度の予定貸借対照表となっております。

また、20ページから24ページにつきましては、平成29年度の予定損益計算書及び平成29年度末の予定貸借対照表となります。

次の25ページから26ページは注記となります。会計処理の基準及び手続きを示したものでございます。

内容につきましては記載のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

以上で、議案第8号の補足説明を終わりにします。

○議長（島田和雄） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第9号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤憲治 登壇）

○財政課長（伊藤憲治） 議案第9号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

それでは、別冊の補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億8,500万円を追加し、予算の総額を308億4,000万円とするものです。

第2条、繰越明許費の補正と、第3条、地方債の補正につきましては、後ほど説明いたします。

2ページと3ページは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略しまして、内容は事項別明細書により説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正は、年度内に完了しない見込みである7事業について、繰越明許費を設定するものです。

事業ごとの内容を申し上げますと、2款3項戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳事務費は、個人番号カード交付事業費補助金が全て繰り越しとなるため、国の指導により交付決定額の全額を翌年度に繰り越すこととなったためです。

また、6款1項農業費、畜産競争力強化対策整備事業は、国のTPP関連対策による畜産農家への施設整備費に対する補助金で、事業で使用する建設資材の納入に不測の日数を要し、年度内に工事を完了することができないため、次の農業基盤整備事業は、県営基盤整備事業に対して国の補正予算の配分があり、県が繰り越す予定のため、市の負担金についても繰越明許費を設定するものです。

8款2項蛇園南地区流末排水整備事業は、飯岡西部工区との調整で施工できない期間があ

り、工期が確保できないため、次の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、農業用水路に係る関係機関との協議の結果、設計の修正が必要となり、工期を確保できないため、次の震災復興・津波避難道路整備事業は、県農業事務所や土地改良区との協議及び物件移転に不測の日数を要し、工期を確保できないためであります。

一番下の9款1項消防費、津波避難施設整備事業は、築山の盛り土搬入元である千葉県の工事の遅れにより、工事全体に遅れが生じ、工期の確保ができないため、繰越明許費を設定するものです。

5ページをお願いいたします。

第3表地方債補正です。

農業農村整備事業は、国の補正予算の配分による県営基盤整備事業の事業量の増加に伴い、旭市の負担金が増えるため、起債の限度額を増額するものです。

次に、7ページと8ページですが、これは歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので説明は省略しまして、9ページの歳入から順を追って説明いたします。9ページをお願いいたします。

9款1項1目地方交付税3億129万2,000円の追加は、普通交付税の留保額の一部と病院事業に係る特別交付税の算定額の増加分を、今回の補正財源として計上するものです。

15款1項2目利子及び配当金627万1,000円の増は、財政調整基金に係る国債等による運用利息の増です。

16款1項1目総務費寄附金1,000万円の追加は、ふるさと応援寄附制度による寄附金を増額するものです。

3目教育費寄附金100万円の追加は、匿名による育英事業に対する指定寄附金を新規に計上するものです。

10ページをお願いいたします。

17款1項1目介護保険事業特別会計繰入金2,369万1,000円の追加は、平成28年度介護保険事業特別会計繰出金の精算による返還分です。

2項5目東日本大震災復興交付金基金繰入金3億348万円の減は、津波避難道路、横根三川線の事業費の減によるものです。

12目奨学基金繰入金6,751万6,000円の追加は、奨学基金の廃止に伴い、残額を育英基金へ積み替えるための財源として繰り入れるものです。

18款1項1目繰越金2億966万4,000円の追加は、留保しておりました繰越金を、全て今回

の補正財源として計上するものです。

19款5項5目雑入2,184万6,000円の追加は、消防救急無線整備工事損害賠償金相当額返還金であります。

20款市債については、先ほど第3表の地方債補正で説明したとおりであります。

以上で、歳入の説明を終わりました。続いて歳出について説明いたします。

12ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費5億円の追加は、公共施設等整備基金への積立金を新規に計上するものです。

6目財産管理費627万1,000円の増は、財政調整基金の運用利息の積立金です。

7目企画費1,196万4,000円の追加のうち、説明欄1ふるさと応援寄附推進事業196万4,000円は、寄附金が増加したことに伴い、代行業者への委託料等を増額するものです。説明欄2ふるさと応援基金積立金1,000万円は、ふるさと応援制度による寄附金の増加分を積み立てるものです。

12目諸費1億8,507万1,000円の追加は、国・県支出金の精算による返還金の増です。

13ページをお願いいたします。

3款2項2目後期高齢者医療費401万2,000円の追加は、千葉県後期高齢者医療広域連合に対する療養給付費負担金の過年度分の精算によるものです。

4款1項1目保健衛生総務費2,236万6,000円の追加は、繰出基準としている普通交付税及び特別交付税の病院分算定額の増加に伴い、旭中央病院運営費負担金を増額するものです。

6款1項5目農地費6,279万2,000円の追加は、先ほど第2表の繰越明許費補正で説明したとおり、県営基盤整備事業に係る旭市の負担金を増額するもので、一部は翌年度へ繰り越す見込みとなっております。

14ページをお願いいたします。

8款2項3目道路新設改良費4億8,622万2,000円の減は、説明欄1震災復興・津波避難道路整備事業について、横根三川線の年度内執行が困難であるため減額するものです。なお、この事業についても翌年度へ繰り越す見込みとなっております。

9款1項1目常備消防費1,023万円の追加は、平成22年度から平成24年度に実施された千葉県内の消防救急無線共同整備事業について入札談合があり、旭市を含む共同処理団体に対して損害賠償金相当額が返還されたことから、この事業に対して千葉県市町村振興協会から交付を受けていた助成金の一部を返還するものです。

15ページをお願いいたします。

10款1項2目事務局費6,851万6,000円の追加は、育英事業に対する指定寄附100万円と、奨学基金の廃止に伴う残余额6,751万6,000円を育英基金へ積み立てるものです。

最後に16ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書であります。

事業費の変更により、平成29年度の起債額を4,720万円増額するもので、これによりまして、平成29年度末現在高見込額は、一番右下でございますが、286億6,309万9,000円とするものであります。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 遠藤茂樹 登壇）

○保険年金課長（遠藤茂樹） 議案第10号、平成29年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を107億4,900万円とするものです。

2ページと3ページは、項目別にした歳入歳出予算の補正であり、5ページと6ページは、それを事項別にした明細書の総括となっております。

詳しい内容につきましては、7ページのほうをお願いしたいと思います。

歳入についてご説明申し上げます。

11款繰越金は、前年度繰越金の留保分1億1,900万円を計上するものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

11款1項3目償還金は、平成28年度分の療養給付費等負担金の精算及び特定健康診査等負担金の修正に係る返還金などとして、1億1,900万円を増額するものでございます。

以上で、議案第10号の補足説明を終わりにさせていただきます。

○議長（島田和雄） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第11号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 浪川恭房 登壇）

○高年齢福祉課長（浪川恭房） 議案第11号、平成29年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出の総額にそれぞれ1億2,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億2,500万円とするものです。

2ページと3ページは、項目別にした歳入歳出予算の補正であり、5ページと6ページは、それぞれ事項別にした明細書の総括となっております。

詳しい内容につきましては、7ページ以降でご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

3款支払基金交付金、1項2目地域支援事業支援交付金における480万円は、平成28年度介護予防・日常生活支援総合事業の追加交付金となります。介護予防・日常生活支援総合事業として開始いたしました旭市独自の通所型介護サービス事業の利用者が、当初の見込みよりも増えたことから、支払基金からの交付金も増額となり、計上するものでございます。交付率は事業費の28%となります。

5款財産収入には、介護保険給付費準備基金の運用利息を計上いたしました。

7款の繰越金ですが、平成28年度決算に基づき1億2,014万5,000円を計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

4款1項1目介護保険給付費準備基金積立金には3,422万7,000円を追加し、3,422万8,000円といたしました。これは、基金運用利息と平成28年度の剰余金を積み立てるものでございます。

6款1項2目償還金は9,077万3,000円を追加し、9,077万7,000円とするもので、平成28年度介護給付費負担金等の確定による国・県及び市の精算分を返還するものでございます。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 高年齢福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 宮負賢治 登壇）

○農水産課長（宮負賢治） 議案第12号、平成29年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算

(第1号) について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条は、繰越明許費の設定であります。内容は次ページでご説明いたします。

2ページをご覧ください。

第1表、繰越明許費です。

対象事業は、2款2項の農業集落排水建設事業で、金額は3,955万6,000円です。これは現在、江ヶ崎地区で実施しております集水管の改修におきまして、今年の1月になってから県の補助金の追加があり、その追加分の工事を今年度内に完了することができないため繰り越すものでございます。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○議長(島田和雄) 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第13号、議案第28号について、学校教育課長、登壇してください。

(学校教育課長 佐瀬史恵 登壇)

○学校教育課長(佐瀬史恵) 議案第13号、旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

国では、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成25年にいじめ防止対策推進法を公布しました。

本議案は、このいじめ防止対策推進法の規定に基づき、本市のいじめの防止等のための対策を推進するため、市が設置する旭市いじめ問題対策連絡協議会、その他の組織に関し、必要な事項について定めるものであります。

それでは、条例の1ページをご覧ください。

本条例は、第1章から5章まででございます。

第1章は、総則でございます。

第1条は、条例の趣旨を定めるもので、いじめ防止対策推進法の規定により、市が設置する旭市いじめ問題対策連絡協議会、その他の組織に関し、必要な事項を本条例に定める旨の条文となっております。

第2条は、定義の規定でありまして、条例の用語の意義を定めるものです。

次に、第2章でございます。

第2章は、旭市いじめ問題対策連絡協議会について定めるもので、第3条から第10条までとなっております。

第3条は、設置についての規定でありまして、法第14条第1項の規定により、旭市いじめ問題対策連絡協議会の設置を定めるものです。

第4条は、所掌事務についての規定でありまして、連絡協議会は、いじめの防止等のための対策の推進に関する事項、並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項について協議する旨を定めるものです。

第5条は、組織についての規定でありまして、第1項は委員の人数、第2項は委員の委嘱や任命について定めるものです。

2ページをお願いします。

第6条は、委員の任期の規定でありまして、委員の任期や再任、また欠員が生じた場合について定めるものです。

第7条は、会長等の規定でありまして、会長、副会長の設置や選出、職務について定めるものです。

第8条は、会議の規定でありまして、会議の招集や開催、議事について定めるものです。

第9条は、関係者の出席等の規定でありまして、連絡協議会において関係者の出席等について定めるものです。

第10条は、庶務の規定でありまして、連絡協議会の庶務について、教育委員会学校教育課において処理する旨を定めるものです。

続いて、第3章でございます。

第3章は、旭市いじめ問題対策調査委員会について定めるもので、第11条から第17条までとなっております。

11条は、設置についての規定でありまして、法第14条第3項の規定により、旭市いじめ問題対策調査委員会の設置を定めるものです。

続いて、3ページをお願いします。

第12条は、所掌事務についての規定でありまして、調査委員会は教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策、その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議し、答申し、または意見を具申する旨を定めるものです。

第13条は、組織についての規定でありまして、1項が委員の人数、2項が委員の委嘱や任命について定めるものです。

第14条は、委員長等の規定でありまして、委員長、副委員長の設置や選出、職務について定めるものです。

第15条は、臨時委員の規定でありまして、1項は、教育委員会は調査委員会に特別の事項を調査審議するために、必要があると認めたときには臨時委員を置くことができる旨を定めるもので、2項は委嘱や任命について、第3項は任期について定めるものです。

続いて、16条は、会議の規定でありまして、会議の招集や開催、議事について定めるものです。

第17条は、準用規定でありまして、6条、9条及び10条の規定は調査委員会について準用する。この場合において、第9条中の会長とあるのは委員長、同条及び第10条中の連絡協議会とあるのは調査委員会と読み替えるものとするものを定めるものです。

続いて、4ページをお願いします。

4章でございます。

4章は、旭市いじめ問題再調査委員会について定めるもので、18条から22条までとなっております。

18条は、設置の規定でありまして、法第30条第2項の規定により、旭市いじめ問題再調査委員会の設置を定めるものです。

19条は、所掌事務についての規定でありまして、再調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議し、答申し、または意見を具申する旨を定めるものでございます。

20条は、組織についての規定、1項は委員の人数、2項は委員の委嘱や任命について定めるものです。

21条は、委員の任期の規定でありまして、委員の任期は、諮問された事項について市長に答申する日までとする旨を定めるものでございます。

22条は、準用規定でありまして、9条、10条及び第14条から16条までの規定は再調査委員会について準用する。この場合において、9条中の会長とあるのは委員長、同条及び第10条中、連絡協議会とあるのは再調査委員会と、第10条中の教育委員会事務局学校教育課とあるのは総務課と、それから第14条中第1項及び3項、第15条1項並びに第16条1項及び2項中、調査委員会とあるのは再調査委員会と、また15条第1項及び2項中、教育委員会とあるのは市長と読み替える旨を定めるものでございます。

最後に、第5章、雑則でございます。

第23条は、委任についての規定でありまして、この条例に定めるもののほか、連絡協議会または調査委員会、もしくは再調査委員会の運営に関し、必要な事項は会長または委員長が

それぞれ連絡協議会または調査委員会、もしくは再調査委員会に諮って定める旨の規定でございます。

附則は、この条例の施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

引き続きまして、議案第28号、旭市奨学基金条例を廃止する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

旭市奨学基金条例は、平成17年7月1日に施行され、合併前の海上町奨学基金条例または飯岡町奨学基金設置条例に基づく基金に属していた現金等を、本条例に基づく旭市奨学基金に属するものとし、これまで運用等を行っていたものでございます。

旭市奨学基金からの奨学金の貸し付けは、平成21年3月を最後に終了しており、以後、奨学金の返還を基金へ受け入れをしてきたところでございます。

奨学金の返還については、順調に推移し、平成29年12月をもって全て終了したことから、旭市奨学基金条例を廃止する条例を制定するものです。

附則は、この条例の施行期日を平成30年3月30日とするものでございます。

なお、本条例の廃止に伴う基金残高でございますが、6,751万5,306円を見込んでおり、全額を奨学基金繰入金として、旭市育英基金への積み立てを予定しているところでございます。これにより、旭市育英基金の残高は、1億5,564万2,726円を見込んでいるところでございます。

以上で、議案第28号の補足説明を終了いたします。

○議長（島田和雄） 学校教育課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時25分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、執行部より発言を訂正したい旨の申し入れがありましたので、発言を許可いたします。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 議案第8号、平成30年度旭市水道事業会計予算の補足説明中、予算書の5ページになりますが、第9条、棚卸資産購入限度額は4,890万円と先ほどご説明しましたが、489万円と訂正させていただきます。

どうもすみませんでした。

○議長（島田和雄） 引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第14号、議案第16号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 飯島 茂 登壇）

○総務課長（飯島 茂） 議案第14号及び議案第16号について、補足説明を申し上げます。

最初に、議案第14号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本条例は、課の事務分掌の一部を改正するもので、現在、行政改革の一環として進めている公共施設の総合管理をはじめ、財産管理、庁舎管理、営繕事務を一元的に行うための組織として、行政改革推進課内に資産経営班を設置することに伴い、財政課で所掌している事務の一部を移管するため、条例の一部を改正するものでございます。

お手元の新旧対照表、ご用意いただきたいと思います。

新旧対照表の1ページでございます。

改正の内容につきましては、同条例の別表の各課の主な事務分掌について、市有財産に関することを行政改革推進課の事務分掌とし、財政課の事務分掌より削除するものでございます。

また、財政課で所管していた市営住宅に係る事務を都市整備課の事務分掌とするため、都市整備課の主な事務分掌として、新たに住宅施策に関することを加えるものでございます。

なお、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第14号の補足説明を終わりました。続いて、議案第16号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表の3ページをお願いいたします。

改正の内容といたしましては、大きく分けて2点でございます。

1点目は、消防団員等の報酬年額について、県内各市町村の団員定数及び報酬状況を勘案し、消防団活動の実態に即した報酬額とするため、団長は、現行11万円から12万円に、以下副団長から団員まで表記のとおりそれぞれ引き上げるとともに、新たに機能別団員の報酬額

を、年額1万円と定めるものでございます。

2点目は、議案第13号でご審議をお願いいたしますが、旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例において設置する協議会等の委員報酬額を新たに定めるもので、いじめ問題対策連絡協議会委員は日額6,000円、いじめ問題対策調査委員会委員は日額1万3,000円、いじめ問題再調査委員会委員は日額1万3,000円と、それぞれ定めるものでございます。

なお、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第15号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 阿曾博通 登壇）

○企画政策課長（阿曾博通） 議案第15号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

地方独立行政法人法が平成29年6月9日に改正され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、評価委員会の役割について見直しがありました。その役割を継続できるよう所要の改正を行うものであります。

新旧対照表2ページをご覧ください。

左が現行、右が改正案になります。

第1条第1項中、平成15年法律第118号の次に「。次条において「法」という。」を加え、第11条第3項を第11条第4項に改めます。

第1条の次に、新たに、所掌事務、第2条として「委員会は、次の各号に掲げる事項について、市長の求めに応じて意見を述べるものとする。」として、1号業務方法書の認可に関すること、ほか8号まで記載の事項を加えます。

第3条以降は、条ずれが生じたことから、記載のとおり変更するものです。

附則になりますが、変更後の条例は平成30年4月1日から施行となります。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第17号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 渡邊 満 登壇）

○税務課長（渡邊 満） 議案第17号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、平成27年5月に成立しました、持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、平成30年度から国民健康保険について、都道府県が財政運営の責任者となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を目指すことに伴い、地方税法の一部を改正する法律が施行され、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金が決定されることとなります。

これを受けまして、県内の状況を鑑み、国民健康保険税の税率及び課税限度額について改定するものであります。

それでは、お配りしてあります新旧対照表をお願いいたします。

4ページをご覧ください。

第2条、課税額については、保険給付費等に充てられていた国民健康保険税の各税目を、国保事業納付金の該当科目に充てるように文言の整理を行うものです。

第2条第1項第1号については、国民健康保険事業費納付金の医療費相当分に充てるための基礎額に規定を定めるものであります。

5ページをご覧ください。

第2条第1項第2号については、国民健康保険事業費納付金の後期高齢者支援金等課税額を定めるものです。

第2条第1項第3号については、国民健康保険事業費納付金の介護納付金部分に充てるための介護納付金税額の規定を定めるものであります。

第2条第2項については、資産割額を削除して、被保険者の均等割額及び世帯別平等割額の合算額及び基礎課税額51万円を54万円に改定するものであります。

6ページをご覧ください。

第2条第3項については、当該合算額及び後期高齢者支援金等課税額14万円を19万円に改定するものです。

同条第4項については、当該合算額及び介護納付金課税額12万円を16万円に改定するものです。

第4条、国民健康保険の被保険者に係る資産割額については、削除するものであります。

第5条の2につきましては、国民健康保険法の文言の整理を行うものであります。

7ページをご覧ください。

23条、国民健康保険税の減額については、納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額から減額して得た額を、51万円を54万円に、後期高齢者支援金等の課税額か

ら減額して得た金額を、14万円を19万円に、介護納付金課税額から減額して得た金額を12万円から16万円に改定するものであります。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第18号、議案第27号について、消防長、登壇してください。

（消防長 加瀬寿勝 登壇）

○消防長（加瀬寿勝） 議案第18号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、消防法関係の手数を改正するものでございます。

改正する手数料の項目は、500キロリットル以上の危険物を貯蔵する準特定屋外タンク貯蔵所及び1,000キロリットル以上の危険物を貯蔵する特定屋外タンク貯蔵所の設置許可、検査等の手数料にかかわるものでございます。

新旧対照表の8ページをお願いいたします。

消防法関係の手数を徴収する事務の現行と改正案となります。

新旧対照表の9ページの下段をご覧ください。

準特定屋外タンク貯蔵所の設置許可に係る手数料については、53万円から57万円へ引き上げとなります。

これ以降、29ページまで、同様に各手数料が改正されております。

なお、今回の改正で対象となる危険物施設等は、京葉臨海工業地帯や鹿島臨海工業地帯に設置されているような大規模な危険物施設であり、旭市管内には対象となる危険物施設はございません。

以上で、議案第18号の補足説明を終わります。

次に、議案第27号、旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表の42ページをご覧ください。

消防団には、地域の安全・安心を守る消防防災の任務に献身的についていただいております。

現在、消防団員の条例定数は1,052名であります。行政改革の中で合併以降、消防団組織体制の再編や災害対応時の団員数を勘案するなど見直しを進めていく中で、組織の強化と

持続可能な地域防災体制の確立に向けて、実態に即した団員定数とするため、1,052名から769名へ改正を行うものでございます。

以上で、議案第27号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 消防長の補足説明は終わりました。

議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第30号について、子育て支援課長、登壇してください。

（子育て支援課長 小橋静枝 登壇）

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、議案第19号から第21号及び第30号について、補足説明を申し上げます。

まず、議案第19号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

現在34か所に設置されている児童遊園の中から、新町1100番地の新町妙義児童遊園、旭市蛇園3748番地2の蛇園児童遊園、旭市高生1235番地の高生児童遊園、旭市高生319番地1の高生東児童遊園及び旭市琴田2638番地1の琴田児童遊園の5施設は、利用児童数の減少と遊具等の老朽化に加え、地元各区から要望もあることから、これを廃止するものです。

恐れ入りますが、新旧対照表の30ページをご覧ください。

本条例第2条、この表中から、これらの5か所の児童遊園の項目を削除するものであります。

次に、議案第20号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

まず、国が制定する、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、この法律は、いわゆる認定こども園法と呼ばれております、この法律の一部改正によりまして、条項ずれが生じたため、本条例第15条第1項第2号の規定の一部改正を行うものであります。

恐れ入りますが、新旧対照表の31ページをご覧ください。

改正箇所は、こちら第15条第1項第2号中の、同条第9項の規定を、同条第11項の規定に改める改正でございます。

なお、認定こども園法の改正内容としましては、平成30年4月1日から、今まで幼保連携認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務及び権限が、都道府県から指定都市に移譲

される改正内容となっております。

続きまして、議案第21号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、平成30年4月診療分から、子ども医療費の助成対象を、高校生等、こちらは18歳到達後の最初の3月末まで該当する高校生等です、こちらまで助成対象を拡大することに伴い、本条例第3条第2項第3号の規定の一部改正を行うものであります。

新旧対照表の32ページをお願いいたします。

改正箇所は、3条第2項第3号中、受給券が交付されている者を、受給資格の認定を受けた者と改める改正です。

今まで中学3年生までは、全員の受給資格者に受給券を交付しておりました。このたび高校生まで拡大することによりまして、高校生分につきましては現物給付が対象外となるために、窓口でのこの受給券の提示は必要がございません。一旦、保険診療割合で自己負担をした後に、領収書をつけて申請をしていただく償還払い方式になります。その関係で、受給資格の認定を受けた者と改める改正内容となっております。

最後に、議案第30号、指定管理者の指定について、説明を申し上げます。

旭市立干潟保育所の指定管理者の指定につきまして、旭市公の施設に係る指定管理者の指定制の手続等に関する条例第5条の規定を適用し、公募は行わずに、現在指定管理者の学校法人旭鈴木学園を指定管理者の候補者として、市民を代表する者及び学識経験者を含め、2月5日に旭市指定管理者候補者選定委員会において審査をいたしました。

その結果、学校法人旭鈴木学園を指定管理者の候補者として適当と認められましたので、引き続き旭市立干潟保育所の指定管理者として指定するものです。

以上で、子育て支援課の補足説明を終了いたします。

○議長（島田和雄） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案第22号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 遠藤茂樹 登壇）

○保険年金課長（遠藤茂樹） 議案第22号、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

現行制度では、国民健康保険で住所地特例を受けた方が、後期高齢者医療保険に加入する

場合、施設所在地の広域連合が保険者となっておりますが、今回の改正によりまして、国民健康保険の住所地特例を受けていた方が、後期高齢者医療の被保険者となる場合には、前住所地の広域連合が保険者となります。

次に、条例の改正内容についてご説明いたします。

新旧対照表の33ページをご覧ください。

第3条第2号から第4号までは、高齢者の医療の確保に関する法律に第55条の2が追加されたことによる文言の整理でございます。

同条第5号については、新たに住所地特例の対象となった者を規定するものであります。

次に、34ページ、附則第2条については、特例の適用が終了したため削除するものでございます。

以上で、議案第22号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第23号、議案第29号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 角田和夫 登壇）

○社会福祉課長（角田和夫） 議案第23号及び第29号について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第23号、旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

長寿祝金については、高齢者の方に対し祝金を贈呈することにより、敬老の意を表し、併せて長寿を祝福するために実施しているところです。

平成22年に一度見直しをいたしましたが、8年が経過し、近年の高齢社会の進展と同時に、長寿化の進行という社会情勢の変化を勘案し、長寿を祝う事業として持続可能なものとしていくため、その金額を見直すものであります。

それでは、内容についてご説明いたします。

新旧対照表の35ページをお願いします。

給付金額ですけれども、現在、99歳の方に2万円としているところを1万円、100歳以上の方に3万円としているところを、100歳の方はこれまでと同様3万円、101歳以上は1万円とするものです。

なお、改正は平成30年度から行うものです。

以上で、議案第23号の補足説明を終わります。

続いて、議案第29号、指定管理者の指定について、補足説明を申し上げます。

飯岡福祉センターの指定管理者の指定につきましては、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定を適用し、公募は行わずに、現在同施設の指定管理者である社会福祉法人旭市社会福祉協議会を指定管理者候補者として、市民を代表する者及び学識経験者を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行いました。

審議の結果、社会福祉法人旭市社会福祉協議会が適当な指定管理者候補者として選定されたことにより、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

以上で、議案第29号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第24号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 浪川恭房 登壇）

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第24号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、3年ごとに見直すことになっている介護保険料について、平成30年度から平成32年度までの介護保険料を定めるため、また、介護保険法等の改正により、介護保険料の所得段階の判定に関する基準の見直し、低所得者に関する介護保険料の軽減期限を引き続き継続するもの、被保険者等に関する調査に従わなかった場合等における対象者の範囲を拡大するため、所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。

新旧対照表の36ページをお願いいたします。

第3条は、対象年度を平成30年度から平成32年度までに改めまして、第1号から第11号で各所得段階の保険料を定めております。基準となるものは、第5号で年額6万1,200円、月額5,100円、所得の段階は第5段階になります。その他の各段階の保険料は、基準額に各保険料率を乗じて算出したものです。

第6号、アについては、現行の所得の判定に関する基準について、介護保険法施行令の改正により、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除する見直しがされたことによる引用条項を追加するものです。

37ページをお願いいたします。

第7号ア、第8号アの合計所得金額については、現行の基準所得金額が改正されたことにより、基準額を改めるものでございます。

第12号については、第1号被保険者に係る介護保険料のうち、現行の第1段階の保険料の

軽減期限を平成30年度から31年度に延長し、年額3万600円を2万7,540円に軽減するものがあります。

第1段階保険料は、消費税が8%に引き上げられたことを受けて軽減措置を行っているもので、引き続き、消費税が8%に留まることから継続するものであります。

38ページをお願いいたします。

第19条は、第1号被保険者の規定でございますが、介護保険法の改正に伴い、第2号被保険者も対象とされたことにより、改正するものでございます。

また、附則の第2条は介護保険条例第3条の規定について、附則の第3条は附則の第1条のただし書きについて、経過措置を定めたものとなっております。

以上で、議案第24号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第25号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 向後嘉弘 登壇）

○商工観光課長（向後嘉弘） 議案第25号、旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、国が中小企業の経営の改善発達を促進するため、中小企業信用保険法を一部改正することに伴い、小口零細企業保証制度要綱の改正があったため、所要の改正を行うものです。

それでは、議案の条文に沿ってご説明いたします。

第2条第2号は、中小企業信用保険法の改正により、小規模企業者の定義が、法第2条第2項から同条第3項となったため、法律との整合性を図るものです。

第3条第2号の改正は、融資の申請時に納期が到来している市税に滞納がないことを貸し付けの要件とするものです。

第3条第5号の改正は、小口零細企業保証の貸付限度額が1,250万円から2,000万円に拡充されることから、市の小規模事業資金の融資に当たり、保証協会が行う保証が付された融資残高の合計が2,000万円以下と定めるものでございます。

第4条の改正は、資金の用途ごとに、一つの中小企業者における貸付限度額とすることを明確にするものです。

附則の1は、条例の施行期日を平成30年4月1日とするものです。附則の2は、この条例の施行日の前日までに借り入れ申請がなされました小規模事業資金の融資については、従前

の例による旨、定めるものであります。

以上で、議案第25号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

議案第26号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長 鵜之沢 隆 登壇）

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 議案第26号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をいたします。

都市緑地法等の一部を改正する法律による都市公園法の一部改正に伴い、都市公園の敷地面積に対する当該都市公園の運動施設の敷地面積の割合を条例で定めるため、旭市立公園条例の一部を改正するものであります。

具体的に申し上げますと、これまで国では政令の規定により、運動施設率は一律で100分の50を超えてはならないとされておりました。

一方では、国際基準に対応するための改修により運動施設の敷地面積が増加する場合など、社会状況等の変化に対応した改修等が困難となる事例が一部の自治体で生じていました。

このため、国は地域の実情に応じた運動施設整備を可能とするため、都市公園法の一部を改正し、政令第8条第1項で運動施設率を参酌基準化し、地方公共団体が設置する都市公園に関する運動施設の割合について、当該地方公共団体が自ら条例で定めるとしたものです。

なお、条例を改正しなければならない期限は、政令の附則により施行日、これは平成29年6月15日ですが、その日から1年以内とされております。

旭市都市公園においては、国が定めていた従来の基準、100分の50で支障がないことから、旭市立公園条例第4条の2により、一つの都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならないとするものでございます。

もう1点の改正は、新旧対照表41ページをお願いします。

別表1、都市公園の表に新たに加えるものでございます。これは、現在工事を行っている築山施設について、名称を日の出山公園、位置を旭市椎名内3881番地として加えるものであります。

なお、別表1の改正は、公園の供用開始に併せて規則で定める日から施行いたします。

以上で、議案第26号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 都市整備課長の補足説明は終わりました。

議案第31号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 加瀬喜弘 登壇）

○建設課長（加瀬喜弘） 議案第31号、市道路線の認定及び変更について、補足説明を申し上げます。

本件につきましては、旭市二字天神山地先の宅地造成に伴い、帰属された1路線及びこれに接続する1路線を新たに認定し、接続する1路線を変更するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第31号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 建設課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

---

○議長（島田和雄） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は3月5日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時 6分